

平成21年第3回基山町議会（定例会）会議録（第2日）						
招集年月日	平成21年9月11日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成21年9月14日	9時30分	議長	酒井恵明	
及び宣告	延会	平成21年9月14日	15時53分	議長	酒井恵明	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名 欠員1名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	大山勝代	出	8番	林博文	出
	2番	重松一徳	出	9番	大山軍太	出
	3番	後藤信八	出	10番	松石信男	出
	4番	鳥飼勝美	出	11番	原三夫	出
	5番	片山一儀	出	12番	平田通男	出
	6番	品川義則	出	13番	池田実	出
				14番	酒井恵明	出
会議録署名議員	13番	池田実	1番	大山勝代		
職務のため議場に出席した者の職氏名	（事務局長） 古賀敏夫		（係長） 古賀初美		（書記） 毛利博司	
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	小森純一	こども課長	内山敏行		
	教育長	松隈亞旗人	農林環境課長	吉浦茂樹		
	総務課長	大石実	まちづくり推進課長	平野勉		
	企画政策課長	小野龍雄	会計管理者	高木英文		
	税務住民課長	安永靖文	教育学習課長	毛利俊治		
	健康福祉課長	岩坂唯宜				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1

一般質問

1. 大 山 勝 代

- (1) 子育てしやすい町を目指して
- (2) 気軽に選挙に行きやすい投票所とは
- (3) 太陽光発電設置の補助について

2. 鳥 飼 勝 美

- (1) 町政一般について
- (2) 下水道事業について
- (3) 基山町史の発行について

3. 品 川 義 則

- (1) 7月24日～26日集中豪雨被害と今後の対策について
- (2) 新型インフルエンザ対策について

4. 林 博 文

- (1) 農業行政について

～ 午前 9 時 30 分 開議 ～

議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議いたします。

なお、本日は吉浦農林環境課長が公務出張のため、欠席いたしますので、御報告をいたしておきます。

日程第 1 一般質問

議長（酒井恵明君）

日程第 1 . 一般質問を議題とします。

まず初めに、大山勝代議員の一般質問を行います。大山勝代議員。

1 番（大山勝代君）（登壇）

1 番議員の大山勝代です。よろしく申し上げます。早速質問に入らせていただきます。

今回も大きく 3 項目の柱で質問いたします。2 つ目と 3 つ目については一定の回答がいただければよいと考えております。そこで今回もしつこいようですけれども、1 の子育て支援について十分に時間をとって質問したいと思えます。

まず初めに質問の前に、ここに新聞記事がありますけれども、合計特殊出生率が 2.04 という子供がふえ続ける村を紹介したいと思えます。

今、日本は少子化の歯どめがかからずに 1.3 の数字を推移していると思えますが、ここは長野県下條村という昭和も平成も合併しなかった山村部の小さな村です。御多分に漏れずこの村も 20 年ほど前までは過疎に悩んできたそうです。財政面などでほかにも思い切った施策を幾つかされていますが、ここでは子育て支援に関してだけ紹介したいと思えます。

全額を村費で賄ったという若者定住集合住宅の建設です。入居条件は 2 つだけです。子供がいるか、結婚予定かと村の行事、消防団活動に参加するということだけです。2LDK の 20 坪で家賃は近隣の飯田市のおよそ半額の 36 千円、全 124 室が今満室だそうです。ほかに 54 戸の 1 戸建てもあって、それと合わせて入居希望者が今あきを待っている状態だそうです。そしてもう一つは、中学生まで医療費が無料です。近隣の町から引っ越してきた母親たちはその理由の第 1 に子育て環境のよさを上げています。1991 年には 3,900 人まで落ち込んだ村の人口が今では 4,200 人を超して今もふえ続けているそうです。

その結果、子供たちの元気な声があちこちでして保育所は改築を迫られ、小学校は普通教室が足りなくなっているそうです。村長さんは長い地道な村づくりの積み重ねだとおっしゃっています。ここまで来るには大きな御苦労があったことだとは思いますが、私としては単純にいいな、まねできないのかなと思いました。

そこで、1つ目の質問です。第四次総合計画や次世代育成支援行動計画では上げてありますが、改めて町長として、人口増加、出生率の向上のために基山町として施策をどんなことが考えられているのか、伺います。先ほどの子育て環境のよさがキーワードではないでしょうか。周辺の人口が増加している市と比べて基山に住みたいと若い人が思うようになるには思い切った施策が必要だと思いますが、いかがでしょうか。これについては、先ほどの下條村の先進的施策など、私のほうからも次の質問の中で出していきたいと思えます。

2つ目は、子育て交流広場の改善についてです。

私は今回この質問をするために幾つかの施設を見に行きまわりました。関係者の話をたくさん聞きましたが、まず初めに私が言えることは基山の交流広場はソフト面ではとても充実しているということです。しかし、あの建物では今の若いお母さんたちが充実を認めていてもそこが自分や子供にとって快い空間として受けとめられているだろうかと思えます。行ってはみたけれども、何度でも訪れようとはしないのではないかと、そういう感想を持ちます。そこで、20年度の総合計画では改善を進めるとあって、また、21年度は利用促進を図りとあります。どういう改善がなされて、その利用促進のためにどういう手だてをされたのか、お聞きします。

次に、またその中で子育て支援センターの建設を検討するとあります。どこまで検討が進んでいるのか、そして、近い将来の設置の時期はいつになるのか、お示してください。

大きな柱の2つ目です。もう終わりましたが、8月30日は総選挙の投票日でした。そのことについて質問をいたします。

1、佐賀縣市町別の投票率一覧を示してください。

2、今回、国民の関心が高く率もアップしたと思えますが、町として投票率向上のための手だてはどのようなことがなされたのか、教えてください。

3つ目、投票に行く意志があっても行けない人にはどんな手だてをとられたのでしょうか。

4番目、基山町10投票所のうち、車いすで投票できる場所は幾つありますか。

最後ですが、期日前投票所は今回役場1階にありました。次回からそれを増設する考えは

ありませんか。

最後です。太陽光発電を設置するときの自治体の補助についてお伺いします。

基山町として補助をする意志はありませんでしょうか。

これで1回目の質問を終わります。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

皆さんおはようございます。ただいまの大山勝代議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1番目の子育てしやすい町を目指してということで、(1)少子高齢化社会が進む中、基山町における人口増加と出生率向上を目指して施策はどんなものがあると考えられるかというようなことでございます。

人口増加の施策といたしましては、やはり若年層の地元並びに通勤圏内雇用機会の拡大ということ、それから居住環境等の整備、そして、基山町の利便性を町外にPRすることなどが考えられると思います。

また、出生率向上といいますが、その低迷につきましては、いろいろな背景があると思いますけれども、やはり晩婚化、あるいは未婚化、女性の社会進出による意識の変化や家族のあり方、それから価値観の多様化等々、複雑でなかなか難しい問題であろうかと思えます。施策といたしましては、経済的支援の拡充、つまり児童手当の拡充とか、子供の医療費とか、教育費の軽減とか、そして保育関係の整備、子供を持つ男女の働きやすい環境の整備、官民により子育て支援サイトの創設、それから地域の子育て環境整備等が考えられると思います。

(2)の総合計画では、子育て交流広場の改善を進めるとあるが、何をどう改善しようとしているのかということでございます。

平成18年9月の総合計画発行以降、各区公民館等で行う出前広場の開催、親子遊びの会の回数増、それから、産後1年未満の親子を対象としたホットタイムなどの事業を新たに開催しまして子育て交流広場の充実を図っております。また、これまで常時1名体制で行ってきましたが、平成20年度から常時2名体制としております。単なる事業拡充や子育て支援のさらなる事業充実や子育て支援のPRに努めていきたいと考えております。

(3)また、その中で地域子育て支援センターの設置を検討するとあるが、どこまで検討が

進んでいるか。そして、近い将来の設置時期はいつなのかということでございますが、地域子育て支援センターにつきましては、まだ設置には至っておりませんが、継続して検討していきたいと考えております。まずはこれらを実施するため、情報収集等の基礎となる地域における子育て支援ネットワークをつくるため、民間保育所や幼稚園等の子育て支援を行う団体との話し合いを持っていきたいというふうに考えております。

それから、大きな2番の気軽に選挙に行きやすい投票所とはということでございます。

(1) 今回の衆議院総選挙の市町村別投票率一覧を示してほしいということでございます。

佐賀県内の市町の投票結果でございますが、これは小選挙区と比例代表と両方でございます。まず、基山町は78.18%でございます。佐賀市が74.31%、唐津市が71.91%、鳥栖市が73.30%、伊万里市が72.07%、武雄市が72.54%、小城市が73.38%、神埼市が77.05%、鹿島市が76.11%、それから嬉野市が73.37%、多久市が73.31%でございます。それから上峰町が79.05%、みやき町が76.54%、吉野ヶ里町が76.31%、大町町が74.09%、江北町が77.66%、白石町が77.57%、太良町が79.59%、玄海町が72.78%、有田町が76.39%でございます。太良町が一番高かったと。次に上峰町、そして基山町の78.1%が第3番目だということでございます。

(2)の投票率向上のための手だては何をとられたかということでございますが、8月27日木曜日、JR基山駅サンエー前、そして28日金曜日、マックスバリュー基山店で明るい選挙推進協議会による選挙啓発ビラの配布を行っております。それから、選挙当日に車で音声により広報を行いました。そしてまた当日、防災放送を使って広報を行っております。

(3)投票に行く意志があってもいけない人のための手だてはどんなことをとられたかということでございますが、特段としてはおりませんが、体に重度の障害がある方は郵便等による不在者投票ができます。ただし、これらの制度を利用するためには事前の申請が必要となります。

それから、基山町10投票所のうち車いすで投票できる場所は幾つあるかということでございます。これは、第2、第6、第7、第8、第9投票所については、スロープを設置すると勾配が大変高くなり、危険なためにここは職員で対応をしておるということでございます。

(5)次回から期日前投票所を増設する考えはあるかということには、現在のところはありません。

大きな3番目の太陽光発電設置の補助についてでございます。

環境に優しい町づくり推進の一つとして、太陽光パネル設置時の補助は考えられないかということでございますが、昨今、世間の関心は環境問題に集中しておりまして、テレビ、新聞などでもこれまでになく環境が話題になっております。CO₂削減の手段として太陽光発電システムは大きな注目を集めております。したがって、国はことしの4月1日から来年1月29日までの申請に対し、最大出力1キロワット当たり70千円補助をしております。また、町からの補助は現在のところは考えておりません。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

ありがとうございました。それでは、1つずつ再質問をいたします。

1つ目の基山町の人口増につながる施策についてですが、回答をお聞きして、一つ一つきちんと成果が上がればよいなと思います。そしてまた、具体的な数値と施策の段取りといえますか、その回答がもう少し詳しくあればこちらも見通しが立ってこれから先の子育て支援についての考えがまとまっていくように思います。しかし、勝手なことを言いますけれども、先ほどの下條村のような思い切ったことをしないと、ますます周りの都市の人口増加から取り残されていくのではないのでしょうか。

居住空間の整備を上げられましたが、若い人たちが住む場所を決めるとき鳥栖にしようか、筑紫野にしようか、基山にしようかと迷ったとき、1つはやっぱり家賃が安いところということになると思いますが、基山町は家賃が高いというデータがありますか、わかりませんか。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

正式な家賃のデータはありませんが、昨年度、抽出的な家賃を調べた、その結果としましては、今御指摘いただきましたように基山町は高いと。幾らぐらいかと言われますと、うちの調べた範疇の中では、原田、小郡、鳥栖あたりよりも約10千円ぐらい高いのではないかとというような結果は出ております。

ただ、これはうちがアンケートとか、そういった個別に家賃等を調査した結果ではなく、不動産屋さんのほうの聞き込み、それから、インターネット等で調べた範疇の結果でありま

す。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

今のお答えのように、家賃を一つの住居を決める目安となるには基山は残念ながら外れるということになりますよね。わかりました。

利便性のPRということをおっしゃいましたが、よければもう少し具体的に教えていただけませんか、どういうPRをしているのだということ。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄）（登壇）

まず、利便性のPRということで、町外へのPR、もう少し進めなければならないと思う。これにつきましては、まず、御存じのとおり、基山町からは通勤圏内、福岡にしましても快速で25分の通勤圏内にあるということをもっとPRすべきじゃないかと。それから、今後考えられます形としましては、2011年に新幹線の鹿児島ルートが開通するという事で在来線の特急が少なくなる。逆に快速等がふえるのじゃないかと、そういうあたりも調査しながら町外に対してのパンフレットなりのPR、それからインターネット、要するにホームページ等でもっとその辺の交通の利便性を町外にPRする方法等を今後研究していきたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

わかりました。ただ単に若い人がふえるということだけの観点ではなくて、全体的な基山のPRということになると観光協会などとの連携もあるのですが、私の感じとしては弱いと思います。

ここにぶらざという無料の月刊誌、生活情報誌がありますけれども、そこに自治体からのお知らせが2つあるんですよ。1つが各市町からのお知らせということで、鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町、いろんな行事などが載っています。それと後ろのほうで、MY TOWNというところで、体育館とか図書館とかいろんな公共施設での行事、日程等が詳しく

書かれています、特にここの中で基山の町民会館で何があるとか、体育館で何があるとかを見かけないんですよ。鳥栖中心に書かれていますけど、これは基山もこういうことだと言うて出していいのではないのでしょうか。

こちらの各市町からのお知らせは、ことし9月の基山町は荒穂神社の御神幸祭です。これが必要ではないということではありませんけれども、たしか昨年も御神幸祭だったと思うんですよ。ですから、まだどんな小さなイベントでもいいですから、出すのが一つの方法ではないかなと思います。例えば、私以前、体育館に行って武道館を見たら韓国と友好試合がありましたよね。それとか町民会館のいろんなイベントとかたくさん計画されていいものがありますよね。そういうのがここでは見かけられないんですよ。ですから、もっと金をかけないでもできるPRを工夫されたいかがですか。こういうお知らせをする窓口はどこですか。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄）（登壇）

雑誌等へのPR等については、観光で言えば企画政策課のほうで担当しておりますので、そういった意味で、またそれから、クロスロード協議会等でもそういうコーナーをつくってイベントの紹介をしようというような話等も出ております。今御指摘のありました部分については、うちのほうもいろんな情報発信の形で調べながらなるべく掲載をしていくように努めていきたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

済みません。蛇足とは思いますが、佐賀新聞を私は講読しています。何か基山の記事が少ないというふうに思います。もちろん佐賀市などは人口が多くて中央でいろんなことがあるのはわかりますけれども、もっと意識して情報を発信していただきたいと思います。

何で私がこういうことを言うかということ、基山に若い人が定住しようとか、転入してこようとかということに対しての町としての来てほしいというね、アピールがちょっと伝わってこない。私はそう思います。やはり子育て中の親にしてみたら経済的な支援は特に重要です。基山町が通院を就学前まで無料にしたのは確かにとってもいい目玉だと思います。今度の選

拳でマニフェストでは中学生まで無料化ということをどの党も言っていました。国がしないのならば先駆けて自治体がいろんな実施をしていくというのはこれまでも日本では各地で先進的に行われてきましたが、何度も聞きます。医療費無料化の段階的な延長でもやっぱりありませんでしょうか。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）（登壇）

ただいまの子供の医療費の助成ということでありますけれども、今の段階ではですね、すぐに拡充するということはちょっと今考えておりませんが、県のほうも会議があったりとか、いろいろなアンケートの中で助成を考えてはいるようです。そういった医療費が県内ではばらつきがありますので、これを統一したいというような県のほうの考えはあるようです。こちらとしてはぜひそういった部分について県なり国なりの助成が欲しいということは伝えておりますけれども、今すぐここで町単でどれかをふやしたいと気持ちはありますけれども、ちょっと今返事ができない状況です。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

ですよね。この施策を実行したら近い将来子供がふえるのではないかという観点から質問をします。

先ほど、児童手当の拡大と教育費の軽減、私も大賛成です。教育費の無償化はヨーロッパでは当たり前だし、今貧困が問題になっているときに確かに親の負担は大きいです。だから、保育費の値下げをやっぱり施策に上げてほしいと思います。

また、基山町が少人数学級をすれば親は考えますよね。学級定数が戦後60のすし詰めから徐々に減ってきて45、40。40になって随分年月がたちます。ヨーロッパではもう10、20人が当たり前。それは日本が余りにも人数が多いということはだれでも言われていますが、親も子供たちもやっぱり少人数学級がいいという返事がたくさん返ってくるし、教える教師も教育効果が上がっていると言っています。国が早く実施してくれればいいし、政権が変わっても、だけれども、いつになるかまだわかりません。基山町がそういう英断を下していただけないかなと期待を持っています。今、基山小の2年生がぎりぎりのところで40人近いですね。

もう少し人数がふえれば4クラスになるのではないですかね。また、中学校が1年生は中1ギャップの対応で今6クラスと聞いています。だけれども、半年後には中1ギャップがなくなりますので、5クラスに減るわけです。そうなったときの子供や親、教師などが戸惑うのではないかなと思っています。どうにかして、少人数学級というのをどうしても私はあきらめ切れません。

また、そのほかに少子化対策の一つとして、産婦人科が基山があればいいと思います。誘致できないでしょうか。評判のいい病院ならほかの市町村から、町から受診と入院、出産になると思うんですよね。今幾つか私のほうから提案をしましたが、どう思われますか、お考えをお聞かせください。

議長（酒井恵明君）

大山議員、一問一答で。（「ああ、済みません」と呼ぶ者あり）やってくださいね。はい、わかりました。

まず、少人数の件は、教育学習課長か、教育長か。（発言する者あり）質問要旨にはございませんけど、関連あると思うて議長は受け取りますので、答弁してください。（発言する者あり）教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

中1ギャップについてお尋ねでございますが、大変いい制度でございます。学校も助かっておりますし、子供たちも大変いい環境になったと思っています。

そのほかの考え方では小・中の教員の交流というので、なれ親しんだ小学校の先生が中学校のほうに上がるという制度もありまして、過去それを活用したのもございます。

来年度どういうふうになるのかちょっとわかりませんが、そのときの対応を十分にしたいと考えております。今のところはこういう答えしかできません。

議長（酒井恵明君）

質問者の大山勝代議員、先ほど産婦人科の件も問われましたが、質問要旨には全然ございませんので、質問方法を変えて質問してください。（「そしたら、もう外してもらっていいです」と呼ぶ者あり）いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）じゃあ、この件は削除します。大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

はっきりしなくて済みません。

それでは、次の子育て交流広場の改善についてお伺いします。

先ほども言いましたように、ソフト面ではとってもいいということですが、基山町は週6日開催されていますし、2人体制でアドバイザーの方もとっても熱心な仕事をされています。ほかの市町村は支援センターという名目上はあるけれども、実際には余りいい、充実したものではないなというのをよその町の話聞いても思っています。それに比べて広場だけでも、充実しているというので、もうこれでいいのではないかとおっしゃるかもしれませんが、やっぱり先ほども言いましたようにきちんとした支援センターが必要だと思います。

たまに広場に伺うときに親子で来る午前と午後的人数が違うんですね。午後のほうは親子をあんまり見かけません。ソフトの充実の割には利用が余り多くないなと思います。その利用者の推移みたいなものはわかりますか。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行）（登壇）

子育て交流広場の利用人数の推移ということで、これは延べ人数ですけども、平成16年が4,991人、平成17年が4,309人、同じく18年が5,947人、19年が5,573人、20年が5,905人という数字になっております。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

少しずつ人数がふえていることがわかってよかったと思います。

アドバイザーの方とお話をしました。そのとき言われたことは、このまま広場が続けられていくということになったときにお母さん方のニーズに合った情報をもう少し出さなければいけない。私たちはパンフレットなどで公共の施設やスーパーなどに置かせてもらっているけれども、こども課としてホームページなど、写真入りで少し目につく、ああいいなと、行きたいなと思えるようなものを出せないでしょうかと言われましたが、これはどうでしょうか。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行）（登壇）

子育て交流広場のPRの件ですけれども、こども課ができたときに広報等については、こども課通信というところでいろいろお知らせはしています。この中で、こういう欄をつくっているの、子育て交流広場の分もということで数回載せたことがあるというふうに思います。ただ、こちらとしてなかなかまだ不十分な分があるというふうに思っております。子育て支援系のほうで、もう少しPRをしなければならないなというふうに思っております。

それと、ホームページの件ですけれども、PR手段としてはぜひほしいところで、社協等にもそういったものがあればもう少しPRができるのかなというふうに思います。ただ、基山町のほうのホームページにも、これはぜひ載せていきたいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

あのコンクリートむき出しの建物はそのままでしょうか。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行）（登壇）

現在の子育て交流広場につきましては、旧役場の別館を利用しているということで、御指摘のとおり、非常に場所が狭い、十分ではないというのは私たちも認識をしております。検討の材料としては、現在の役場庁舎の会議室の空き教室とか、保健センターとかという考えはあっているいろいろ検討はしておりますけれども、今のところはちょっと今の状態で、十分な検討をした上で移動といいますか、そういったのが出てくるというふうに思いますので、現在のところは今の施設をちょっと使っていきたいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

前回の老人福祉センターのことを聞きましたけれども、基山町は施設があっちこちに点在していて高齢者や子育て中のお母さんたちにしてみたら利便性は余りよくないと思います。だから、早く今おっしゃったいろんなところを検討していると言われることを総合的に検討して提示していただきたいと要望したいと思います。

先日、嬉野市の子育て支援センターに行ってきました。7月に開設されています。それと

もう一つは、佐賀市のエスプラッツにあるゆめぼけつにも行きました。

嬉野はやっぱり人口規模に対してあれぐらいで十分なのかなと思うように、私が行ったとき午後でしたが、6組の親子がいて2人の専門の保育士さんが対応されていました。とっても明るくて過ごしやすいところでした。午前中から来て、弁当を持ってそのまま1日いるとおっしゃる方もいました。

もう一つは、エスプラッツでのゆめぼけつですけれども、センター長さんと話をしましたが、とっても理念がしっかりしていて、本当にこういう支援センターが各地でできるべきだよなというふうに思いました。これは、ただ単に子育て中の親が周りの親と交流していく時間を過ごすだけではなくて、今困難を抱えた親たちが本当に子供をしっかりと育てる、子供もそこで安心して、そして、人生の基礎をいろんなところで身につけるといふ点では理念がしっかりしていたなと思います。

嬉野町は2,200千円かけて会議室1階の改装をされていました。やっぱり基山町も何百万円かをかけて、以上になるかもしれませんけれども、早くしてほしいと要望します。

議長（酒井恵明君）

大山議員（「はい」と呼ぶ者あり）嬉野町とおっしゃいましたけれども（「ごめんなさい。嬉野市です」と呼ぶ者あり）嬉野市に訂正してください。

1番（大山勝代君）続

はい。先ほど課長のほうからお答えいただきましたけれども、支援センターの設置を検討するとありますよね。嬉野市の話を知ったらトップダウンでやっぱりできたということをおっしゃいましたが、町長に早急につくるという考えはありませんか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

ちょっとさかのぼるかもわかりませんが、私もやっぱり子育てということは大変これから先の重要なことだというふうに思いますし、また、若者の定住という意味においてもこれから先の課題だというふうに思っておりますので、子育て交流なり支援センターなり、あるいはまた、放課後児童というようなそういうトータル的なことで考えていきたいなというふうには思っております。

それから、課長がそこまで言ってしまいましたけれども、交流広場ですか、この場所につ

きまして私も今のところで決して満足しているわけじゃございませんし、各課長ともちょっとこれは考えようというようなことを今話しておりますので、いずれそういうことは、いつということとはちょっとまだ申し上げられませんが、そっちの方向で考えていきたいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

ありがとうございます。いずれ、いつ、申し上げられませんがではなくて、いつごろということを初めにおっしゃっていただければね、それなりに進むのではないですか、逆の考え方すれば。早く、そして具体的な回答をまた後で、いや、お願いしたいと思います。

2つ目に移ります。

議長（酒井恵明君）

今のは後でいいんですか。

1番（大山勝代君）続

いや、私の希望だけです。

議長（酒井恵明君）

ああ、要望で済ませていいですね。

1番（大山勝代君）続

要望。はい。

投票率の予想はしていましたが、3番目に高いということでもわかりました。しかし、78%ということは10人に2人は棄権しているということですね、逆に言うと。せっかくの権利を行使できるような手だて、2人の人、その不特定多数ですけども、やっぱり必要だと思います。

選挙前にたまたま21歳の教え子、男の子でしたけれども、2人に道で会いました。話の後ですね、最後に私が「選挙に行くやろ」と言ったら、「え、おれたちにそが難しかことば言うと先生」と言ったんですね。ぱっと言葉が出たんですけども、これは若者の一般的な意識かなと思いました。

成人式後、初めて選挙権を行使するというのは人生の中で特別な意味を持っていると思います。もっと大人、私たち周りが、そして行政が何らかの、初めて選挙権を行使する若者に

対してのメッセージを送る必要があるのではないかなとそのことから思いました。成人式を町がお祝いすると同じようなメールみたいなものが何か出すことはできないでしょうか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

成人式の件でございますけれども、成人式の日に選挙啓発としてティッシュですけれども、お配りして選挙に権利がありますよ、選挙に行ってくださいという啓発運動を成人式の日にはしております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1 番（大山勝代君）（登壇）

必要なのは直前ではないでしょうか。いつ選挙があるかはなかなか情勢によってわかりませんよね。その辺をもう少しメッセージが伝わるような方法を考えていただきたいと思えます。これも要望です。

ちょっとお尋ねですけれども、先ほど、当日防災放送を使って広報を行ったと言われましたが、そのとき私も確かに聞きました。だけれども、あれは非常時のときだけに使うのでないですか、こういうときも使うということができますか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

防災行政無線は基本的には非常時のときに使用するのでございますけれども、選挙のときも町全体のことに關することですから使っていくということで決めてはありました。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1 番（大山勝代君）（登壇）

あれは何か、私個人としての考えとしては一本に絞った方がいいのではないかと、防災、非常時ということと私は思いますが。

もう1つお尋ねです。22日の土曜日に私は期日前投票に行ったんですよね。そしたら、そのとき、国民審査はありませんとおっしゃって、あれと思って、広報を見たら確かに23日の日曜日からということが書かれているんですよ。これは、何か国のそういうものがあるんでしょうか。ここには期日だけしか書かれていないので、何で期日前投票が開かれた19日から一緒にできないのかと私は思います。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

国民審査につきましては、国の法律で23日からということになっておりました。それで、22日までに来られた方はすることはできますけれども、23日以降にしか国民審査に関してはできないということになります。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

何か矛盾していると思います。ちょっといいです。先に行きます。

近所の80歳を超えた方が「私はことしは、今回は選挙を棄権するよ」とおっしゃったんですよ。理由を聞くと「投票所に手すりがないけん」と言われました。とっても普通に歩くのがおぼつかない方なんです。また、周りの人のお手伝いも嫌う方なんですよ。結果的には行かれましたけれども、1人でもね、そういう行く意志があっても行きにくいという人をスムーズに投票できるようにする設備をきちんとつくるのが大事なのではないかと思います。また、電動いすでは幅が広くて通れないので、どうしても普通のこれで私は行ったとおっしゃったし、それから行ったけれども、若基小の体育館は上がる時はいいんだけど、おりるときスロープが短いので、どうしても介助の人にブレーキをかけてもらわんといかんし、一人でありるのは怖かったとおっしゃいました。

それと、やっぱり係の人に手伝ってもらわんといかんのならば、もうやめておこうと思われる方が確かにあると思います。改善の余地はありませんか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

今の御質問ですけれども、改善できるところはですね、当然改善はしていきたいと思えますけれども、投票所そのものが各区の大体公民館を使用させていただいております。それで、スロープあたりは段差が高いと急勾配になって、さっき若基小学校のところで議員おっしゃったように、大変危険になりますので、そういった場合は失礼ですけど、やはり職員のほうに言っていただければ、一応車いすとかで来られた場合は職員が2人か3人で抱えて上に上げるようお願いをしておりますので、言っていただければそういった対応をしていくものと思っております。

それから、もしよければ車いすとか、そういったことで困るという方はよろしかったら期日前投票所が役場しておりますので、そういった状況であれば期日前投票ができますので、もしそういった御相談を議員がお受けになれば、そういったことで期日前投票ができるよということ、広報等でもお知らせはしておりますけれども、そういった宣伝をよろしくお願ひしたいと思えます。

以上、終わります。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

何人かそういう対応を今回したんですよね。だけれども、やっぱりもう仕方ないからということではなくて、改善の余地を見つけ出してほしいと思えます。

今回、期日前投票をする人が全国的に前回より多かったそうです。そこで、次回にはもっと多くの人ができるように2つの提案をしたいと思えます。

1つは、役場の投票所を玄関入って右側のスペースにできませんか。スペースを区切ってすればできないことはないのかなと思えます。私は土曜日に行ったので、業務はお休みでしたけれども、実際行かれた方がじろじろ見られているようだ。だから、やっぱり行きにくいとおっしゃいます。また、勤め帰りの人が気軽に投票できるように、ニュースなどで幾つか放送があっただけけれども、基山町も駅前あたりにもう一カ所投票所を次回つくれませんか、検討願ひます。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

期日前投票につきましては、確かに大山議員おっしゃるように、今回は非常に伸び率がよくて、前回はたしか1,402名の方が期日前投票をされておりましたけれども、今回は1,778名の方が投票をいただいております。それで非常に私たちも関心が高いのだなというふうに思っております。

それで、今1階の101の会議室で期日前投票を行っておりますけれども、私たちも反省点として、こんなふうに多ければ前半戦、衆議院総選挙に限ってですけれども、今現在考えているのはですね、前半1週間は101会議室でもいいけれども、後半1週間がやはりかなり多くの方が来ていただきましたので、ホールも検討しなくてはいけないなど。さっきおっしゃった右側のほうですね、あそこでもちょっとするように検討をしていきたいとは思っております。

それから、駅前での投票所の増設ですけど、ちょっと人的対応等を考えて今のところちょっと申しわけございませんけど、考えておりません。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

最後の項目です。民主党代表の温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比25%削減目標と発表されましたが、新聞でも大きく出て私も驚きました。だけれども、大歓迎です。国や企業が本気になってその目標達成に近づく努力をしてほしいとは思いますが、私たち国民も、また、自治体もその目標に近づくためには何ができるのか真剣に考えて実践することが大切だと思います。

以前から私は自宅に太陽光パネルを取りつけたいと思っているのですが、2,000千円以上するんですね。普通の一般家庭で3キロワットですか、するにはですね。何年でもとがとれるかわからないので、やっぱり二の足を踏みます。しかし、地球温暖化にストップをかけるのは、やっぱりさっきも言いましたように国民的な課題です。そういう思いを持つ人はたくさん基山町でもいらっしゃるのではないのでしょうか。その高まる環境意識を補助金で後押しする自治体がとてもふえています。新聞にもよくこのごろ載ってきています。国の補助金の復活と同時に県と自治体が合わせていくと、例えば、2,300千円かかったところの

3キロワットですかね、合わせたら2割の450千円の補助になるという試算を神奈川県の場合で見ました。九州では熊本県がしているし、熊本県は9つの市が補助を出しています。佐賀県はというと佐賀市と神崎市だけです。佐賀県はしていません。考えてみたら合併浄化槽の補助をするのと同じような考えでいいのかなと思います。

県には補助を出すように働きかけてほしいし、また、町としてこのことを積極的に取り組んでほしいと思います。先ほど初めの回答では考えておりませんということでしたが、御検討願えませんか。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員、冒頭に私申し上げましたように、農林環境課長が公務のため欠席しておりますので、今の質問は町長に答弁していただきます。（「お願いします」と呼ぶ者あり）よろしゅうございますね。町長。

町長（小森純一君）（登壇）

農林環境課長がちょっと災害査定ということで、きょうは失礼しておりますので、私もこの太陽光発電について余り詳しくはございませんけれども、私の思うところを申し上げますと、確かに全世界、日本でもCO₂の削減というような、これは大きな課題というふうになっております。太陽光発電するには大変有効だということだと思いますし、それからまた、先ほどの人口増といいますか、よそとのいろいろ定住というようなことからしましても、これもそういう面でも効果があるかというふうに思っております。

神崎市のことをおっしゃいましたけれども、神崎市は私ちょっと聞きましたら、市独自で200千円でしょうかね、補助をやってあると。それから佐賀市と武雄市も、これは、活性化の交付金対応だというふうなことをちょっと聞いたんですけれども、そういうことで3市がやってあるということでございます。しかしながら、基山町としましては、今のところ、はい、それじゃあやりますというような段階には至っておりません。ここで費用対効果を持ち出すのもちょっとおかしな話だと思うんですけれども、やはりそういうふうなことも考えまして、現在のところはするというようなことはまだ考えておりません。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

現在のところはというのを今言われた観点から、やっぱりしようということになるのを期

待しています。

時間配分が今回も間違えました。もう少し支援センターのことを言いたかったのですが、省略してしまいました。これで私の質問を終わります。

議長（酒井恵明君）

以上で大山勝代議員の一般質問を終わります。

ここで10時45分まで休憩いたします。

～ 午前10時34分 休憩 ～

～ 午前10時45分 再開 ～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

次に、鳥飼勝美議員の一般質問を行います。鳥飼勝美議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

おはようございます。4番議員の鳥飼でございます。私の今回の一般質問は、町政一般について、下水道事業について、基山町史の編さん、発行の状況についての3点について、町長及び教育長に質問をさせていただきます。それでは、通告に従いまして行わせていただきます。

まずは質問事項1の町政一般のうち、災害発生時の危機管理体制について質問します。

去る7月24日から26日にかけての集中豪雨につきましては、中国地方、九州地方で多くの被害が発生しました。基山町での雨量は3日間で350ミリを記録し、町内でも数多くの被害が発生したところでございます。また、隣町の筑紫野市、太宰府市等では3日間の雨量が700ミリを超えるというふうな大雨といたしますが、観測されまして記憶に新しいところでは九州縦貫自動車道が長期間全面通行になるというふうな人的、物的な甚大な被害が発生しておるところでございます。万一、基山町においても700ミリを超えるというようなゲリラ豪雨が襲ったとしたら、その被害ははかり知れないものと考えますが、今回の被害状況と災害復旧状況並びに危機管理体制について質問します。また、今回の災害を経験されまして、今後の教訓としての災害発生時の対応に関し問題点はなかったのか、質問いたします。

次に、(2)町長の専決処分の運用について質問します。

今回、議会の承認議案として上がっております専決処分につきましては、平成21年8月18日になされております。災害関連の補正予算でございます。町長の専決処分の理由として、

議案には議会を招集する暇がないため、専決処分をしたと議案書に書いてあります。この専決処分について、私は地方自治法に照らして妥当なものであったのか、非常に疑問を感じておりますので、質問いたします。

そもそも専決処分とは皆様方御存じのとおり、地方自治法第179条において定められております。その専決処分の処分要件としては地方公共団体の議会が成立しないとき、基山町の議員が不足したとか、災害で庁舎が使えないとかそういうことだと思えます。それと、並びに地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるときと、こういうふうに限定的な専決処分の規定になっておるわけでございます。その根拠といたしましては、従前の議会を招集する暇がないときから変わった原因といたしましては、平成18年度の地方自治法改正で、地方分権の推進、議会の監視機関としての機能強化のため、専決処分の要件が議会を招集する暇がないときから、先ほど言いましたように、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることというふうな、非常に限定的な要件に変更になっております。法律が変わっております。このことから、今回の町長の専決処分の行為については地方自治法の趣旨から逸脱しているのじゃないか、私はこのように考えております。次の項目について質問します。

町長の専決処分に対する基本的な考え方について、イとして今回の専決処分は法に照らして適正と考えられておるのか、質問いたします。

次に2項目めでございます。下水道事業について質問します。

基山町の下水道事業は今から10年前の平成11年度に全体計画を定め、平成13年度に一部供用を開始し、平成20年度末で事業認可区域255ヘクタールに対して整備済み218ヘクタールで整備率が85%に達しているところです。また、ことしの6月の補正予算で基山町の下水道事業の全体計画の見直しを図るため、7,300千円で見直しの業務委託をされておりますが、現時点での基山町を取り巻く下水道事業について、町長の将来構想なり町長の基本的考え方について、次の項目について質問します。

(1)事業計画の見直しについて、ア、全体計画の見直しは、イ、事業認可区域の見直しは、ウ、これまでの総事業費と財源内訳は。

(2)下水道処理体制について、ア、基山町内での処理状況（けやき台・ニュータウン・きやま台・本桜各処理場の処理能力と稼働率等について）、イ、小都市宝満川浄化センターで

の処理状況について、ウ、鳥栖市公共下水道での処理状況について。

(3)今後の筑紫野市宝満川上流浄化センターでの下水道処理体制について、ア、稼働見込みはいつごろか、イ、基山町からの距離と事業費は幾らか、ウ、この施設の完成まで基山町の下水道処理は持ちこたえるのか、基山町の現在の施設で持ちこたえられるのか。

(4)今後の事業認可区域の拡大は、あらゆる状況を勘案して私は当面凍結すべきと考えておりますが、お考えをお伺いします。

(5)下水道整備計画の対象外、山間部でございますけど、対象外の対応策について質問します。

次、質問事項3でございます。基山町史の発行について質問します。

基山町制施行70周年に当たる記念事業の一環として計画されております基山町史の編さん事業の進行状況について質問します。

この事業につきましては、平成16年度から平成22年度までの7年間の継続事業として総額78,113千円で取り組まれておる事業でございます。いよいよことし秋に通史編、来年度に資料編を発行する運びと聞いておりますが、その進行状況のうち、町民の皆さんに読んでいただくための重要な問題でございます、発行時期と発行部数及び予定価格並びに予約申し込みと販売方法等についての考え方について、教育長に質問します。

以上で第1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

それでは、鳥飼勝美議員の質問にお答えをいたします。

まず、町政一般についてということで、(1)の今回の災害発生時の危機管理体制について、あの7月24日から26日の管理体制並びに物的被害の状況ということでございます。

これに関しましては、ちょっと御説明いたしますけれども、7月24日の19時12分に大雨洪水警報が発表されまして、19時30分に災害対策連絡室を設置いたし、情報の収集に当たり、基山分署においては町内のパトロールを行いました。7月25日でございますが、11時45分には大雨洪水警報が解除され災害発生の危険がなくなったため、災害対策連絡室を解散いたしました。7月26日5時5分に再び大雨警報が発表されたため、5時30分に災害対策連絡室を設置し、情報の収集に当たりました。雨が続けていたため、8時2分に土砂災害発生の危険

性があるバイパスより上の山間部に対し、土砂災害に関する注意情報を流しました。9時30分には今度は洪水警報が発表され、強い雨が続いたために11時に災害対策本部を設置し、第1配備をとりました。11時30分には防災無線により町内全域に対し自主避難に関する情報を流しております。強い雨が続き各地で災害が発生し始めたため、11時45分に第2配備をとり災害対策避難所対策に当たりました。12時30分には消防団長、副団長、消防団員に出動を要請し、パトロール防災対策に当たっていただきました。20時5分に大雨洪水警報が解除され、27日の8時35分にはすべての自主避難者が帰宅されたため、27日9時に災害対策本部を解散いたしております。

イの今後の災害発生時の対応への問題点は何かということですが、避難勧告の時期、避難所開設についてマニュアルを作成したいと考えます。洪水に関しては河川の水位が目に見えるため、避難勧告の時期は判断しやすいのですが、土砂災害に関する避難勧告は目に見えないため、避難勧告の時期を判断するのは非常に難しい状況でございます。そこで、どの地域にどういう基準で避難勧告を出すのか検討しましてマニュアルを作成したいと考えております。また、避難所開設についてもマニュアルを作成したいと考えます。7月24日から26日の大雨での問題点を踏まえ今後の対策に当たりたいと考えます。

(2)の町長の専決処分の運用について。アの専決処分に対する考え方はということですが、議員おっしゃいましたとおり、専決処分につきましては、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかと認められる場合にできるものと考えております。

イの今度の専決処分は適正と考えるかどうかということですが、適正と判断をし、専決処分をいたしたわけですが、本来は臨時議会を開催するべきところではありますが、今回は災害等の応急復旧が急務と思い、専決処分をいたしております。今後、法的にもだんだんしない方向といたしますか、臨時議会を開催するというようなことですので、それを念頭に置き対処していきたいと思っております。

2の下水道事業についてでございます。

(1)事業計画の見直しについて。ア、全体計画の見直しはということでございます。

佐賀県汚水処理構想の見直しがされています。また、福岡県流域下水道事業の認可変更が平成22年までにされますので、それに合わせて全体計画の見直しについて検討することになります。現在福岡県と協議をいたしております。

イの事業認可区域の見直しはということでございます。

宝満川上流浄化センターがまだ建設されておらずフレックスプランで汚水処理をしており、けやき台処理場と基山ニュータウン処理場への汚水流入量が処理能力の限界に近づいておるので、これ以上の面整備は難しい状況になっております。

ウのこれまでの総事業費と財源内訳はということでございます。

平成13年度から20年度までの総事業は31億円となります。その財源は国庫補助金1,550,000千円、そして、起債と受益者負担金を充当しておるわけでございます。

(2)の下水処理体制についてでございますが、アの基山町内での処理状況（けやき台・ニュータウン・きやま台、本桜の各処理場の処理能力と稼働率等）ということでございます。

1日の処理能力は、けやき台処理場で2,340立方メートル、それから基山ニュータウン処理場が610立方メートル、きやま台汚水処理施設が220立方メートル、本桜汚水処理施設が340立方メートルとなっております。稼働率は、けやき台処理場が68.6%、基山ニュータウン処理場が89.7%、きやま台汚水処理施設が88.9%、本桜汚水処理施設が79.6%となっております。

イの小都市宝満川浄化センターでの処理状況でございますが、宝満川流域下水道処理場の協定流入量1,950立方メートルに対し、稼働率は6%となっております。

ウの鳥栖市公共下水道での処理状況でございますが、鳥栖処理区の1日の処理能力は200立方メートルで稼働率は5.3%となっております。

(3)今後の筑紫野市宝満川上流浄化センターでの下水処理体制についてでございます。ア、稼働見込みはいつごろかということ。

福岡県は宝満川、宝満川上流、筑後川中流右岸の3流域下水道事業の効率的整備計画を検討しており、宝満川上流浄化センターが建設される時期は未定でございます。

イ、基山町からの距離と事業費は幾らかということですが、流域幹線延長4,115メートル、事業費は1,495,000千円となっております。そのほかに町内の公共幹線事業費とポンプ場建設費で1,522,000千円が必要で、合計の3,017,000千円を見込んでおります。

ウのこの施設の完成まで基山町の下水道処理は持ちこたえられるのかということですが、当面はフレックスプランで対応できますが、今後の面整備については基山幹線の整備が必要になってまいります。

(4)今後の事業認可区域の拡大はどうか、当面凍結すべきではないのかということござ

います。

汚水処理能力を高めないと事業認可区域の拡大はできません。福岡県流域下水道事業の見直し、佐賀県汚水処理構想の見直しもあり、当面、面整備工事を中止することもあり得ると考えております。

(5)下水道整備計画の対象外への対応策は何かということでございます。

全体計画区域と事業認可区域の見直しの検討をしますが、公共下水道計画区域外の汚水処理等については合併処理浄化槽整備事業を推進してまいります。

町史編さんについては、教育委員会よりお答えいたします。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

基山町史の発行について。

まず、町史編さんの進行状況について、ア、発行時期と発行部数及び予定価格はいかがかという質問でございますが、お答えします。

町史の編さんにつきましては、通史編が現在、最終段階で刊行が間近でございます。したがって、町史、通史編の頒布時期は12月中旬と考えております。また、発行部数は上下巻ともに1,000部ずつを発刊いたします。

次に、町史の価格につきましては、上下巻ともに定価を4千円と設定しております。

次、予約申し込みと販売の方法でございますが、町史の予約申し込みにつきましては、11月未までを予約期間として予約を受け付けることをいたします。予約期間に申し込みをされた場合には予約価格として1巻3,500円で頒布するように計画しております。販売方法でございますが、広報、ポスター、チラシ、ホームページ等により周知するとともに各会議、例えば、団体長会、区長会等々の会議やイベントなどにおいてもPRを十分に行い、頒布の促進に努めたいと考えております。

議員各位におかれましてもよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼勝美議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

それでは、2回目の質問に移らせていただきます。

まず、町政一般ということで災害発生時、これ地球温暖化の一環とも言われております集中豪雨、ゲリラ豪雨といいますけど、びっくり、隣町が降っていないけど、隣町は何百ミリも降るといふような状況が続いておるわけでございまして、町民の安心・安全な生活を守るため、いろんな方策をとっていただいておりますけど、今度の場合、3日間で350ミリというふうな大きな雨が降っております。先ほど町長の回答では被害というか、管理体制を主に話してありましたけど、これの基山町における被害の総額と主要な災害箇所が結構です。大きなところ、それをお知らせください。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

被害でございますけれども、農地災害の被害報告が現在あっているのは41件でございます。それで被害総額として51,000千円。それから農業用施設災害としまして被害報告が11件、被害総額が22,000千円です。林道災害は寺谷線が48カ所、一ノ坂・河内線が5カ所、岩坪線が11カ所、鎌浦線が2カ所、それと林地崩壊が3カ所になっております。それから、町道災害についてでございますけれども、26路線に災害が起こっております。それから、河川災害として10カ所と土石流による災害が1カ所、ため池災害が1カ所になっております。以上が主な災害の（「総額」と呼ぶ者あり）今総額を言いました農地の災害の51,000千円と施設災害の22,000千円の合わせて73,000千円が今わかっている状況でございます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼勝美議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

現時点では70,000千円といいますけど、将来的といいますか、まだこの災害はふえると思います。それで、災害を未然に防ぐということも大事でございます、それと発生の予測、予防、避難、そういうのも重要と思います。

それで、先ほど時系列的に町長のほうが災害対策本部設置状況等を話されましたけど、7月26日に限って言いますと朝5時5分に大雨洪水警報が発生されて、それから6時間後の11時45分に基山町災害対策本部が設置されておるわけですね。約6時間あるわけですよ。これ

はちょうど私もこのころ役場にも何回も電話かけたけど、役場は全然守衛室で通じらないということで電話は守衛室に1本しかない。対策本部を6時間後、この11時45分というのは相当雨がひどかったころと思うんですよ。私は6時間も災害対策本部の設置がなされないというのは非常に問題があるんじゃないかと。警報が発生されれば災害対策本部を設置して主要幹部、本部長、副本部長できるだけ集まって、今後、予測してやるということが重要じゃないかと思うんですけど、私は警報発生ときに災害対策本部を設置するなどのマニュアルといますか、そういうのを今後していかないと、6時間かかった、第2配備をされたときはもう一番ひどかったころと私は思います。このときしか災害対策をしないということは町民のニーズ、被害状況の電話等も相当入ってきたと思います。それでも電話は役場の警備員さんの1台しかないというふうに、非常にあのときは情報網が途絶えたというふうな感じがします。その辺について、今後教訓として対策をお聞かせください。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

まず、災害対策本部についてでございますけど、やはり議員おっしゃいましたように、災害対策本部につきましては、降り始めから何ミリになったら多分、対策本部を立てるとか、そういったマニュアル化をしなければいけないということで、ちょっと今検討をしておるところでございます。

それと、電話の件でございますけれども、今回の災害で反省すべき点といたしますか、そういったものの中に1つ問題が、ちょっと私も警報が出た時点でいなかったんですけども、町長、私総務課長がいないときの対応をどうするかという問題、それからさっき言いました第1配備の時期ですね。その時期の問題、それと避難勧告と避難指示のマニュアル化といたしますか、一応、地域防災計画のほうで避難勧告とか、避難指示の状況等はなっていますけれども、抽象的と言ったらあれですけども、具体的なマニュアル化をしないと判断が非常に難しいんじゃないかと思っておりますので、その辺のマニュアル化ですね。

それと、先ほどおっしゃいました住民の方の対応、確かに電話の切りかえが遅かったのはもう事実でございます。3階の対策本部のほうに受け取るように切りかえを早目にしなくてはいけなかったと思っております。今後、準備室を設けた時点で電話の切りかえはしていなくてはならないかと現在考えております。

それと、御指摘のあった住民の方が対策のとき、対策本部が機器の問題で3階にありますけれども、1階のほうに当然住民の方がお見えになると思いますので、受付を1階のほうにすぐおろして1階のほうからできるように。そして、もし何か問題がある人は3階のほうに行っていただくように、そういった受け付け体制の整備といたしますか、そういったものも図っていかなくてはいけないと考えております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

反省点相当あるようでございます。これは住民の安全・安心なことです。基本で、町長が言われます町民の安全・安心を守るのが私たちといたしますか、行政側の第一の目的でございます。先ほど発言がありまして、私も後で質問しようと思っていましたけど、災害対策本部の設置、3階まで行くのは相当ありますから1階で、先ほど言われました、それと警報が発せられたら職員、第2配備と。警報が発せられたら職員は自発的に、災害対策本部から連絡しなくてもみずから来るような職員の教育といたしますか、そういうことをぜひさせていただきたいと思っております。

それと1つですけど、11時45分に災害対策本部が設置されましたけど、これは基山町の災害対策本部条例に基づく災害対策本部と思っておりますけど、これの対策本部長は基山町長でございまして、副本部長は教育長となっております。この辺の災害対策本部と教育長はそのときの対応等どういうふうなお考え、副本部長としての今回の災害対策の管理体制とかまで、副本部長としての教育長の考えをお聞きします。

議長（酒井恵明君）

副本部長としてのでしょう。（「はい」と呼ぶ者あり）教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

今度、反省しております。マニュアルの政策に従ってやっていかなくちゃならないと思っておりますが、今のところは本部長と同じ考えで行っていきたいと考えております。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

今回の対応については、私もおわびを申し上げなきゃいかん部分もあるわけでございますけれども、実は5時半に災害対策連絡室を設置はしております。そして私も8時には役場に参りました。そして、9時50分から町民会館で障害者の県の大会がございまして、そこで10時半までちょっとあいさつかれこれかかったもんですから、ちょうど大事なときに町民会館の中に入ってございまして、気にはなっておったんですけども、いよいよ大雨のときにはよく認識をしていなかったという部分がございます。そして、10時半には出てまいりまして、これはいかんということで、11時に災害対策本部を設置して第1配備をとったというようなことでございます。この40分の間、私もちょっと同じ敷地内とはいえ隣におったというようなこと。これは本当に本部長として申しわけなかったというふうに考えております。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

今度の災害、通常の場合といいますか、警報が鳴っても全然雨が降らない状況等もあります。だから、重要なのは情報の収集が一番大事だと思います。佐賀地方観測なりいろんな情報、データを解決されて、それと、先ほど教育長、何でおれに質問するかと言われたと思いますけど、これは結局、基山町の災害対策本部の管理体制の一つ問題があると思うんですよ。従前は副町長がいらっしゃったから副町長が本部長でいい。教育長が次だから副本部長に教育長ということになっていますけど、現在の町長の執行管理の指揮命令系統の中に教育長がぼんと副本部長で入ったときの非常に難しい管理体制もあるようでございますので、その辺も十分検討されて今後の対応を図っていただきたいということでございます。一応、災害はあってはなりませんけど、いつかあるかもわからん。

ここでちょっと若干ですけど、避難の方が何名かいらっしゃると思いますけど、一番問題なのは住民の方が自分で避難できない方、要支援者、そういう方たちの取り扱いが一番問題と思うんですよ。元気がいい人はおりゃもう行かん、避難せんでいいとおっしゃればいいですけど、どうしてもそういう情報、困った方の情報、今個人情報保護とかいろんな面があると思いますけど、保健福祉課長（77ページで訂正）に聞きますけど、基山町での災害時、それと緊急発生の際の要支援者の避難指導方法、現在されておるのか、されていないのか、今後はどういうふうな見通し、わかる範囲で結構ですので、教えてください。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

災害時の要援護者、これが一番弱者の方になられるということですので、対応をしていかなければならないと思っておりますが、実際的な対応が必要な方という認識と申しますか、それは住基上、あるいはうちのほうの障害関係、そういうことで一応は確認をいたしておりますが、例えば、住基上でもひとり暮らしになってある方でも世帯分離をされてある方とか、あるいは日中に一人になられる方、そういう把握がなかなか難しい状況でございます。これにつきましては、9月1日号でも広報にも掲載をいたしておりますが、民生委員さんのほうで災害時1人も見逃さない運動ということを取り組んでいただいております。そういう関係で、基本的には実態を把握していただける民生委員さんのほうにうちのほうで情報が流される分につきましては流させていただきます、主体的にその確認をしていただいで、できましたらぜひとも登録制度、登録をしていただいでそういうときに対応できるような体制をとりたいたいと思っておりますが、あくまでもこの登録につきましては、本人さんの意志が必要でございますので、その意志の確認をさせていただきます登録していただいでの方について積極的に進めていきたいというふうな形で今取り組んでおるところでございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員、ちょっと待ってください。今、質問で保健福祉課長という指摘がございましたが、指名がですね。（「健康福祉課長」と呼ぶ者あり）健康福祉課長に（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）訂正させていただきます。鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

今の健康福祉課長の答弁ですけど、結局、これは非常に個人情報との問題、今、社会問題になっておるんですよ。避難勧告を出しても、もう避難したくないという方もいらっしゃる。しかし、どうしても避難させなければ安全が保たれない方もいらっしゃいます。その辺は十分、民生委員さんなり情報を、個人情報はあるけど、やはり町民の安全・安心を守るための情報という必要な情報もあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、2項目めの専決処分の件でございます。

先ほどから適正と判断し、専決処分をしましたというところでございますけど、私はここが非常に疑問を持っているわけですね。本来、この専決処分というのは災害発生が主たるものだと思います。ここは先ほど言いました7月26日に災害が発生しておるわけですね。そし

て、専決処分を町長がされたのは8月18日なんですよ。この間、23日間議会を開催する期日、時間的余裕が十分あったわけですよ。これをしなくて議会、先ほど言いましたように、非常に限定的に解釈される、平成18年の法改正あったにもかかわらず、議会を開く暇がなかったというふうな専決処分書が議案としてまいてありますけど、この23日間、議長さんもお考えですけど、議会を開く暇がなかったという、私たちは当然考えておりませんが、ここが議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである23日間の期間と考えてありますか、その辺をひとつ質問します。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

その件につきましては、町長も言いましたように、災害等の応急にする必要があるということで今回専決処分を判断されましたけれども、23日間あるんじゃないかということですけども、災害が出てすぐ早急にどのくらいの額が必要かというのはわかりませんので、そういったことも大方の、大まかの応急費用といえますか、そういったものを積算しまして、それに基づいて一応今回は必要があると思って専決処分をしている。

先ほど町長も言いましたように、本来臨時議会を、今後は臨時議会を開催することを念頭に置いて対処はしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

烏飼議員。

4番（烏飼勝美君）（登壇）

苦しい答弁で私もわからんことではないけど、この議案書にも議会を開く暇がないとぼんと書いてあるわけですね。先ほど言いましたように、平成18年度で地方分権の確立、議会機能の充実を図るため、法律が改正されてあるわけですよ。私はその辺の認識が町長はあっていらっしまったんじゃないんだか、その辺わかりませんが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることと限定運用するようになっておるわけですよ。これは1つ例を挙げれば、3月31日に地方税法の改正なり、日切れ法案とかありますよね。ああいうときにしか通常、それとか役場がつぶれて議員が過半数、定足数に足りないとか、そういう場合のことしか専決処分というのはあり得ないというのが平成18年度に法律改正になっていると

思うんですよ。だから、今回私びっくりしたんですけど、されたもんですから、その辺の認識が、特に町長が言われますように、協働の町づくりを標榜される小森町長としては、一番大事な議会、町民、執行部と一緒にいかんのに専決処分、これをされたということは極端な言い方をすれば、議会は議会制度、日本の地方自治の二元代表制である議会制度を根幹から覆すものになるんじゃないかと私は思っておりますけど、先ほど言いましたように、今後は臨時会を念頭に置いて対処したいと、非常にどっちでも解釈するような御答弁をいただきましたけど、町長その辺のお気持ちをお願いします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

私も先ほども申しましたように、法改正があってだんだん厳しくといいますか、専決はするべきじゃないというようなことになってきておるといふことの認識はしてありましたけれども、正直なところ平成18年からということもちょっと知りませんでした。

したがって、やはり年度末の、いわゆる日切れ法案、あの辺のところはいたし方ないとしても、そのほかのことにつきましては、極力臨時議会を開催ということで、今後は対応していきたいというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

町長、これは専決処分でございますから、議会側がこの議案を否決、承認しなくても専決処分の補正予算自体は機能しますから問題はないわけですね。もし議会が議決を、承認の今議案が出ていますよね、町長としては当然専決処分をしてありますから、で後は万一承認を求められなくても補正予算としての専決処分は有効に法的にはいきます。だけど、当然こういうことが許されると、結局、議会制民主主義といいますか、議会なりは要らないということになって、私はそのときに議長のほうに専決処分の話が町長からあったときに対して議長としては臨時議会を開くべきじゃないとか、そういうほうは議長と町長としての協議というのはなされたんですか、議長にお尋ねします。

議長（酒井恵明君）

議長に求めてあるですね。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、日にちは定かじゃございませ

んが、日誌をめくればはっきりしますけど、町長室でその話はあって、専決をじゃなくて臨時議会にて対応すべきじゃないかというお話はさせていただいたという記憶がございます。

ただ、先ほどから総務課長が答弁するように、3点あったんですね。災害の件においてはまだ何も白紙の状態であるからということで、応急措置にて対応なさったんですから、やはり専決をさせていただきますということだったので、私もそこで承諾をいたしております。

以上です。鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

ちょっとしつこいようであれですけど、根幹をなすと思うんで、非常に大事な話と思います。特に今回の専決処分書には、先ほどから災害のための専決処分と言われますけど、ここには退職者負担金が2,400千円、選挙関連費が74千円、物件移転費538千円、あとが災害の25,000千円ぐらいと。災害対策費というのは25,000千円ぐらいで、あと3,000千円ぐらいは一般の通常経費なんですよ。それを専決処分でもうこの際してしまえじゃないけど、されたというのに一つの大きな問題があるんですよ。私はそういう災害とか、そういう必要なときは会計予算上執行できないときには、そのために基山町には予備費というのが設けてあると思うんですよ。予備費が。だから予備費を充用してでも、そういう緊急措置なときには予備費を町長の執行権で、議会が議決して予備費は町長の執行権で予備費を充用しなさいというふうな制度がありますからそれを利用すべきであって、先ほど言いますように、こういうこの際、退職報奨金とかいろんな選挙の費とか、特に選挙の費の74千円とかこういうのはもう完全な予備費充用なりそういうことすべき事項であって、専決処分でこれをする対象では私はないということを思っておりますので、今後の専決処分の執行については、先ほどから町長が言われますように念頭に置いてとかやなくて、そういうときには私たちは町長に認められた予備費充用なり予算の流用なりそういうことで、それでできないときには臨時議会を開いて町民の代表である議会に提示をして予算執行をしていただきたいということを強く要望して、この質問は終わります。

次に、下水道事業でございます。

この下水道事業は非常に複雑多岐になって私も勉強させてもらえばもらうほどわからないような状況で、町長を初め担当課長も日々悩んでおられるんじゃないかと思いますが、先ほど回答いただきました。はっきり言って何かわかりにくい非常に複雑な御回答をいただきました。

ここで先ほどから町長が言われました、私は余り英語と申しますか、横文字苦手なもので、すからフレックスプランというのをひとつ御説明願いたいと思います。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

この下水道事業でのフレックスプランでございますけど、本来は下水道事業を計画したときにすべて施設等もつくって、それから管をするということでありまして、その間、ある施設を暫定的に使って処理をしていながら下水道事業の施設の建設等も含めて進めていくということでございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

なるべく横文字に弱い人のためにもそういうふうに説明をしていただきたいと。ということは、結局、基山町にありますけやき台、ニュータウン、きやま台、本桜、各施設もこのフレックスプランに該当するというふうな考えでよろしいんですか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

基山町の公共下水道事業のフレックスプランでの施設はけやき台処理場と、それと基山ニュータウン処理場の2処理場でございます。あとのきやま台の汚水処理施設と本桜の汚水処理施設については、汚水処理区域の処理場というものでございまして、公共下水道の処理場ではございません。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

わかりました。それで、現在のところそのフレックスプランと申しますか、そういうけやき台の施設とかで、基山町の公共下水道は約10年ぐらいなると申しますけど、かかっておりますけど、非常に複雑な下水道事業をされておまして、そうせざるを得なかった事情もわからないわけじゃありませんけど、結局、現在のところ小郡市、鳥栖市の処理場と基山の処

理場を利用していると、基山町の汚水処理をやっているということでございます。先ほど答弁ありましたように、非常に稼働率が高くて、90%の施設で万が一があったときに非常に施設の利用についても疑問といたしますか、不祥事、故障とかあったときには非常に問題があるような施設もあるようでございます。現在のところ全体区域、事業区域の拡大は望めないということでございます。また、来年度には福岡県、佐賀県の下水道の総合的な見直しがありますから、それにあわせて基山町の全体計画を見直すということでございますけど、非常にわかりにくい面があると思いますけど、見直すというのは基山町をどういう主体にして、今後の基山町の汚水処理計画、公共下水道、合併浄化槽も含めて基山町の汚水処理計画をどういうふうな選択肢も含めてあるのか、現状では非常に難しいと思いますけど、はっきり言って筑後川、宝満川上流の筑紫野市のほうには施設はつくらないかもわからないというふうな状況もありますし、小郡の浄化センターにはいつまでいかれるかわからないというふうな問題もありますし、基山町の現在の処理をされてあるのを、はっきり今の時点でわからないけど、どのぐらいの、考えられる選択肢としてはどういうものがあるか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

この全体計画の見直しにつきましては、しなければならぬと考えていますし、もうせざるを得ないという状況だと思っています。当初つくっておりますこの全体計画では計画区域外は54戸だけで、あとは全部公共下水道事業で整備をしていくというふうになっていますけど、かなり無理があるだろうと思います。

それと、福岡県の流域下水道事業で整備を進めているわけでございますけれども、今現在もその流域下水道事業が計画どおり進んでいないという状況でございます。基山町が入っております宝満川上流流域下水道事業もまだ処理場ができていないと。本来はもうできておかなければならないわけです。しかしまだできていないと。だから、フレックスプランでけやき台処理場、それから基山ニュータウン処理場を暫定的に使って処理をしているわけですけど、国道3号から西側についてはいっぱいになってきている状況です。だから、国道3号の東側がですね、これもフレックスプランで小郡市の津古にあります宝満川流域下水道事業の処理場に送って処理しています。20年度にほぼ東側の整備も終了いたしまして、今物すごい

接続があります。この部分につきましては、一応、福岡県との協定水量が1,950トンでございまして、まだまだ余裕はあります。しかし、これも福岡県の流域下水道事業の見直し、先ほど申しましたように、福岡県の宝満川上流流域下水道事業、宝満川流域下水道事業、それから、筑後川中流右岸流域下水道事業というのが近くに3つあるわけですね。だから、これを福岡県としては、町長も答弁しておりますように有効に使っていきたいということを行っていますけれども、本格的に今動いているのは宝満川流域下水道事業だけです。だから、上流流域下水道事業はまだ処理場がございませんので、宝満川流域下水道事業で処理をしている状況、それと筑後川中流右岸流域下水道事業も福童に処理場が今建設されていますけど、やっと去年、年末に一部稼働ができたという状況でございまして、大変厳しい状況であります。それで福岡県からは（発言する者あり）長いんですかね、済みません。失礼いたしました。

それで、今、基山町の公共下水道事業をどのようにしたらいいかということで考えておりますのは、例えば、先ほど申しましたように、あくまでも宝満川の上流流域下水道事業を進めていくというのが、これは当然だと思うんです。それと、宝満川流域下水道に今1,950トンの協定がございまして、これをもう少しふやすとかといった方法もあるだろうと思います。それと、鳥栖市の公共下水道への一部接続といったことも考えられないことはないだろうと思っています。方法だけです。それと本町独自に処理施設つくと、こういったことが考えられる。そういうものを複合的に入れてやっていくということもあるだろうと思っています。

以上です。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

今、現時点では不透明で非常に下水道事業の難題さがわかりましたけど、はっきり言って基山でされてあるのが今現在3,500トンぐらいですか、これでもし万一どこかの施設が故障して大規模な修理をしなければならないといったときの安全先は先ほど言いました宝満川上流センターの1,950トンなり、そういうところとの連結して災害の発生したときには対応できるというふうに考えていいんですかね。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

そのとおりでございます。今は発注しております国道3号とJR鹿児島線のアンダーに污水管の築造工事を行っています。これが通らないと基山町の西側の污水处理がもうできなくなってきつつある状況になっているということでございます。だから、これを通せばもうしばらくは宝満川流域下水道事業で処理をしていただけるんじゃないかと思っています。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

そこで、町長にお尋ねしますが、いろんな先ほど担当課長、平野課長が言われますように、非常に複雑な下水道処理、どこでも迷惑施設ということで非常に基山でも建設が見送られて、先ほどのような小郡なりコミュニティ・プラントなり、そういうふうな分散して基山町は下水道処理を今後もやっていかなければならないと思っておりますけど、先ほど平野担当課長が幾つ方法がありますよと言われましたけど、そのうち現時点で町長が対応できるといいますか、1つとしては鳥栖市との下水道の合併の問題、それと小郡市との恒久的な処理場の施設が筑紫野市にできるのはいつかわからない。じゃあ基山町だけでも単独で処理場をつくるか、それとも既設の今ありますフレックスプランですか、町内の污水处理施設を拡充して基山町内だけで污水处理をやるとか、いろんな選択肢があると思いますけれども、これは現時点で町長のお考えというのを、どういうふうに考えてあるかお聞きしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

この下水道という問題、これは私も何年か前から非常にだんだん厳しくなっておるといふようなことは聞いておまして、何とかやっぱりこれは解決していかなくやいかんということでございます。しかしながら、なかなか幾つかある中で、単独で下水道を今さらできるのかというようなこと、これはやっぱりなかなか難しいんじゃないかなというふうに思っております。

したがって、先ほどから言われておりますように、小郡、あるいは鳥栖、その辺を視

野に入れながらやはりこれは解決していかなくやいかん問題だというふうには思っております。これからいろいろプラン策定もしていかなくやいかんと思いますので、その辺のところ
で考えをしていきたいということでございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

非常に福岡県、佐賀県の県境に位置する基山町の特殊事情といいますが、これが流域下水道、大きな県全体の下水道の中に福岡県の広域流域下水道の、福岡県何百万人都市の中に佐賀県の基山町だけが一緒にちょっとかたらせていただいておりますね。スケールメリットから見ると、それも当時は非常に経費節減にもなるということで10年前なりそういうことをされてあったと思いますけど、現実10年になって、今後先ほど言いますように、宝満川上流浄化センターが建設の見込みはないと。それでは中部流域圏ですか、向こうのほうにするかもわからないということ考えたときに、もう一度基山町としてのマスタープランというのか、そういうのをしないと基山町は污水处理がもうどうにもならんげなばいというふうなことが世間等に聞かれたときに基山町としては非常にダメージを受けるんじゃないかと思
います。

それで、町長は鳥栖市との下水道の合併について、市長さんなり幹部なりそういうことを
今までお話されたことはございますでしょうか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

市町合併自体は雑談的でございますけれども、ちょっと話したりもするんですけれども、
具体的にまずは下水道というようなことは話したことはございません。はい。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

正式なり非公式も含めてですけど、ちょっと漏れ聞くところによると鳥栖市さんとしては
基山の下水道はいいですよというふうな、それはどこまでのあれが知りませんが、そうい
うちょっと若干聞いたこともあったような、私が一人かもわかりませんが、そういうこと

で、いろんな私も今から40年ぐらい前に基山町の上水道をつくったときがどうしても鳥栖市さんくださいよと言ったときも、いや、鳥栖市は基山町にやる水は一滴もないということで佐賀東部水道企業団から持ってきてしました。佐賀県の工業用水道からの施設もあったと。やはり水に関しては非常に複雑な水利権の問題、下水処理の問題あると思いますけど、ひとつその一端として、今度の補正予算にもものっています2,500千円に私の近所にあります温浴施設の問題があるんですよね。この温浴施設についての下水について、何ら地元といいますか、鳥栖市と町が出ているかどうか知りませんが、町と関係はどういうふうかわかりませんが、下水処理問題が、基山町の行政区域内の汚水を鳥栖市の公共下水道に処理することが可能となったといいますか、そういうことを聞いておりますけど、その辺の事情についてお尋ねします。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員、質問要旨にはございませんが、特別に許可します。（発言する者あり）企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

鳥栖市との公共下水道の関連につきましては、北部丘陵関係の12.8ヘクタール、これは区域外変更で土地を整理した部分も含んで12.8ヘクタールにつきましては、5年の分割で負担金を鳥栖市のほうへ納めております。そういう関係上、今回の温浴施設のときに業者のほうは鳥栖市に協議に行きまして、新たな負担が発生するんじゃないかということで鳥栖市下水道のほうから協議がありましたけれども、基山町としては、今までの負担金の中で精算が終わっているという認識の中で担当課同士のほうで協議をしました結果、新たな負担は発生しないと。しかし、基山町自体が鳥栖市の下水道を12.8ヘクタール使用しているのは事実でございますので、もし処理場等の、うちで考えられるものについては高度処理、今鳥栖市のほうは2次処理を行っておりますけど、3次処理等が発生してきた場合には、これは鳥栖市の施設であっても流域の関係と同じ考えで、処理施設を高度処理等が発生してくる場合には新たな協議を行って負担金等、鳥栖市全体の12.8ヘクタールの部分等が発生してくるというような確認事項を今回新たにとっております。そういう観点から今度の温浴施設についての鳥栖市の下水道の使用はできるという確認ですかね、それを行っております。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

ひとつそういうことで、何か特別な負担金が必要んじゃないかとかというふうな話はあったんですけど、2次処理の分までのということ、現況で基山町の行政区域内に建設予定地の温浴施設は鳥栖の公共下水道のほうで処理されるということを知りました。それで、今までちょっと下水道事業について、私もよく勉強をしていない、わからない部分もあったんですけど、非常に複雑な問題があると思います。ひとつ担当課長なり町長だけじゃなくて、これは全庁的ないろんな議会を通しても、広くやっぱりこういう状況であるということを知り、こういう町民に相当な負担を与える事業でもございますので、今後ともこの水道事業については、最後に平田議員もありますようですけど、ひとつ十分な対策をとって進めていただきたいということをお願いして、下水道事業については終わります。

次に、基山町史の発行についてでございます。

先ほどから発行ということでありましたけど、各1,000部を発行するという事です。この1,000部は無償と有償は何百と何百でしょうか。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（毛利俊治君）（登壇）

基山町史の発行については、先ほど議員が言われたとおり、上下巻とも1,000部を予定いたしておりますが、現在のところ基本的には有償を考えておりますけど、寄贈等がありますので、その一部分については寄贈等、無償で配付するように計画しております。ただ、どこに配付するかというのは、今後、今から詰めて決めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

今から40年ぐらい前、基山町史がありますけど、このときも聞くところによりますと、相当部数が余って在庫がいっぱいになったということも聞いております。ひとつ教育長初め担当課、教育委員会、町長を含めて広く読んでいただいて、基山の歴史というか、そういうのを読んでいただくことが一番の目的で発行するのが目的ではないと思いますので、その辺は民間人になったつもりで販売促進を図っていただいて、広く読んでいただけるように努力を

していただきたいと思います。

予約割引も500円あるそうでございますので、こういうのも利用されてPRされて、基山町史を広く読んでいただくのが重要だと思いますので、そういうことをお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（酒井恵明君）

以上で鳥飼勝美議員の一般質問を終わり、ここで午後1時まで休憩いたします。

～午前11時54分 休憩～

～午後1時 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開いたします。

続きまして、品川議員の一般質問を求めます。品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

皆さんこんにちは。6番議員の品川義則でございます。通告をいたしております2項目について質問させていただきます。よろしく願いをいたします。

まず1項目め、鳥飼議員からも質問がございましたけれども、7月末に起きました集中豪雨による被害状況と今後の対策について質問させていただきます。

総雨量は357ミリということで先ほどもおっしゃいましたけれども、大雨警報が発令された午前から午後12時まで185.5ミリ、そのうち10時から12時までの約2時間で92.5ミリという、その日に降った雨の量の約半分をこの2時間で降ったということになっております。かつてないほどの集中豪雨でございますけれども、今回の集中豪雨により、小松地区の土石流、宮浦、黒目牛、城戸の林地崩壊、実松川の数カ所による増水によつての浸水など、多くの被害が出ております。

今までこんなことはめったに起きないと、100年に1回であるというようなこともさんざん言われておりましたけれども、ここ10年来の気候変動、また温暖化によりまして2年前にもこういうことが起きております。ということは、いつこういう災害、大雨、また洪水が起きてもおかしくないという、従来の基山町では考えられなかったような災害が起きることは十分皆様御存じのとおりだと思っておりますので、今回の質問はそういう状況の中、どういう対策がとられるのかということの観点について質問させていただきます。

まず、質問要旨1の被災箇所の状況と今後の整備について質問をいたします。

ア、土砂崩れの被災箇所は何カ所でしょうか。また、復旧状況はどうなっておりますでしょうか。

イ、河川の増水による被災箇所と今後の整備はどうなっておりますでしょうか。

ウ、旭町立体交差点の冠水状況と進入車両の安全確保はどうなっておりますでしょうか、お尋ねをいたします。

エ、玉虫交差点付近、12区の住宅地域を含んでおりますけれども、ここの道路の冠水状況と、今後の雨水等の排水整備はどうなっておりますでしょうか。

オ、土石流、林地崩壊、河川はんらん等は、上流の山間地の状況に大きな問題があると思っております。その森林の保全状況は現在どうなっているのでしょうか、お尋ねいたします。

続きまして、質問要旨2の防災体制について質問いたします。

ア、防災情報を住民へはどのようにして伝えられたでしょうか。

イ、防災無線の効力は十分に発揮されましたでしょうか。

ウ、基山町のホームページによって警戒情報等はどのように出されましたでしょうか。

エ、防災マニュアルは作成されておりましたでしょうか。また、それは十分に機能しておりましたでしょうか、お尋ねをいたします。

続いて、質問事項2の新型インフルエンザ対策について質問をいたします。

これについては6月議会でも質問させていただきましたけれども、そのときに対策マニュアルはまだできていないということでございましたので、再度質問をさせていただきます。

また、(2)ですが、新型インフルエンザに関する情報など、緊急かつ重要度が高い情報はホームページでは簡単にわかりやすく伝達できるようなシステムが必要ではないでしょうか、その辺のところをどうお考えなのか、質問をさせていただきます。

以上、1回目の質問を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

品川議員の御質問にお答え申し上げます。

まずは1として、7月24日から26日の集中豪雨被害と今後の対策についてということで、(1)の被災箇所の状況と今後の整備についての中で、ア、土砂崩れの被災箇所、河川、道路、農地は何カ所か、復旧状況はどうなっているのかというお尋ねでございますが、河川が10カ

所、町道が26路線、法定外公共物 水路、あるいは里道でございますが、9路線、それから農地が52カ所、町道と法定外公共物は土砂の除去とのり面補強、しゅんせつ等の応急処置を行いました。また、林道66カ所で一部は土砂の除去を行いました。

イの河川の増水による被災箇所と今後の整備はどうなっているのかということでございます。

町内全域で一時的に河川の水位が上がり浸水がありました。鳥栖土木事務所に実松川のしゅんせつと河川整備を要望いたしております。

ウの旭町立体交差の冠水状況と進入車両の安全確保はどうなっているのかというお尋ねでございます。

7月24日に一時的に冠水がありました。鳥栖土木事務所に尋ねたところ、県道の冠水時には道路パトロールを行い、関係機関と連絡をとり、通行どめの対応をしているということでございます。

エの玉虫交差点付近（12区住宅地域含む）の道路冠水状況は、今後の整備はどうするのかということでございます。

鳥栖土木事務所と協議をしております。排水路整備を今年度施工することになっております。

オの森林保全状況はどうなっているのかということです。

林業採算性の悪化による林業生産活動の停滞や森林所有者の高齢化などにより、間伐等の森林施業が十分行われていない森林が出てきております。このままでは国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止等の森林の有する多面的機能の発揮に支障を来すおそれがございます。したがって、ことしの3月7日に第6区管内で林業研究グループが発足しておりますので、森林所有者にPRを行い、間伐等の森林施業を進めていきたいと思っております。

(2)防災体制について。

ア、防災情報を住民へどのようにして伝えたのかということです。

防災情報は防災無線により伝達をいたしました。災害の発生のおそれのある世帯には直接電話をいたしております。

イの防災無線の効力は十分に発揮できたのかということでございますが、防災無線の効力してはおおむね発揮できたと思っております。音声伝達であるため、雨が強く、閉め切った状態のときは聞こえづらいと感じられた方もいらっしゃると思いますが、聞こえづらかった場合

は役場へ確認していただければと考えております。

ウのホームページによる警戒情報は出したのかということです。

基山町ホームページの緊急情報で随時お知らせを行っております。

エの防災マニュアルは作成していたのか、また十分に機能したかということです。

基山町地域防災計画により対策を行っております。災害の種類により、その時、その時の適切な判断が必要になりますが、被害のおそれのある地域の方には避難していただき、人命にかかわる被害もなかったため、十分とは言えなかったかもしれませんが、おおむね機能したのではないかと考えております。反省すべき点もありましたので、今後に生かしたいと考えております。

2番目の新型インフルエンザ対策についてでございます。

(1)対策マニュアルは作成されたのかということです。

対応行動計画原案を作成し、現在、庁議等で計画中です。今月下旬ごろまでには作成したいと考えています。なお、現在作成中の計画は、強毒性の新型インフルエンザに対するものでございます。

(2)のインフルエンザに関する情報など緊急かつ重要度が高い情報はホームページ上では簡単でわかりやすくすることが必要ではないのかということです。

緊急かつ重要な情報については、区長さんを通じて文書によって各世帯に配布をお願いし、学校等については保護者を通して、これも文書により対応をいたしております。その上でホームページ上にも掲載しておりますが、今後は必要に応じてバナー公告スペースを利用した掲載も検討したいと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

2回目以降でございますが、質問1のア、土砂崩れの箇所数はわかりましたけれども、この被災があった箇所、これは基山町でつくられた土石流危険地域とか急傾斜地崩壊危険区域、その区域が入っているのか、それ以外のところが今度被災に遭われたのか、御説明をいただきたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

今回の土砂崩壊等の箇所につきましては、危険区域も含まれておりますけれども、大部分はそれ以外のところでございました。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

続いて、土砂崩れですね。午前中、農林環境課長いらっしゃらなかったですけど、本桜のため池、あそこが3号線の道路から見ると大きくシートが張ってあって土砂崩れが起きておりますけれども、あの経過について、工事はもう終わっていたのか、その工事の途中だったのか、それと今わからないかと思うんですけれども、工事の方法に原因があったのか、それとも想定外の雨量があったのか、その辺のところをおわかりの部分だけで結構ですので、お願いをいたします。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

それでは、今お尋ねの本桜のため池の関係でございますが、これは今年度21年度で終了予定でございました。それで、20年度事業そのものは4月に終わりをまして、5月13日だったと思いますけれども、竣工検査が終わっています。それで、今回、堤体部分が土砂崩れを起こしましたけれども、その部分は完全に工事が終わって竣工検査も終わっておったというような状況でございます。それで、先ほどから出ていました今回のまず1回目が6月29日から30日、このときに24時間で117ミリ降っております。そして、このときには既設の階段工の一部と、それから亀裂が入っておりました。その後、農林事務所のほうでシートをかぶせておりましたけれども、7月24日から26日、このときにトータルで24時間の最大雨量で206ミリでございますけれども、これによりましてさらに堤体の円弧すべりと申しますけれども、被害が大きくなったということで、県営事業のため池としましては、ため池の内側の内張り、石の石張り事業というか、その部分を今年度21年度にする計画でございました。それ以外の事業については、すべて完了しておったというようなことでございます。ちょっと午前中、失礼申し上げましたけれども、国のほうの査定を受けたということでございます。

以上です。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

今回また被害を受けまして、この復旧工事が行われると思うんですけども、完了しているとあれば、今後またその復旧に関する費用は同様の、国の査定もあるでしょうけれども、また費用がかかってしまうということになるかと思うんですが、その辺のところは1点。

それから、工事自体のやり方とか、工事方法とか、その辺のところの調査なり再検査がされるのかですね。万全であったとか、雨が想定外で、この雨だったらどの土手でも壊れていましたという状況なのか、工事のほうに問題はなかったのか、その辺のところを町としてどうとらえられているのか、お答え願えればと思いますが。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

先ほどの本桜のため池でございますけれども、先ほど5月に竣工検査が終わっておったということで申し上げますが、県のほうとしては20年の事業そのものについては完全に終わっておったということで、先ほども申し上げましたけれども、階段工がございますけれども、ちょうど堤体の一番北側でございますが、その部分の湧水というか、それから堤体のほうに影響が出てきたということでございますので、ため池事業そのものには別に何ら問題はなかったということで、今回も査定官のほうに説明を申し上げます。基山町としてもそういうふうな考えで、今後、事業そのものは予算で今回お願いをしておりますけれども、県のほうに事業委託という形をさせていただきたいというように考えています。

以上です。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

この件については委員会でもありますので、そのほうでまたお聞きしたいと思っております。

次へ進まさせていただきます。

イの河川による増水箇所、今後の整備でございますが、今回も実松川が大きく何カ所も浸水をしております。2年前にも同じ箇所が住吉地区等から秋光、川端、あの地区が浸水をしていたと思うんですけれども、2年前そういった被害があって、そのときに今年度までにその対策をその箇所は手を加えられたのか、それとも、そのまま何もされなくて2年間過ぎたのか、お願いいたします。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

河川管理は県でございますので、県のほうもこの2年前の状況については十分承知をしております。基山町内には4線河川があるわけですが、唯一まだ改修が済んでないのが実松川でございます。この実松川の改修については、以前から計画はあったんですけれども、実際具体的にはまだ動いてなかったわけですね。しかし、昨年、土木事務所としても基山町内の河川改修がほぼ終わりましたので、今度、実松川の改修も具体的にかかっているということ、そういう作業を進めているということは聞いていますけど、まだ具体的に連絡はあっていません。

以前水が上がったところについて具体的に改修等はされてはおりません。ただ、言ってあります実松川の秋光川合流地点から少し上がったところの辺は最近よく水が上がるという状況がありますけど、これについては早くしゅんせつをまずとりあえずしてくださいということをお願いしております。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

毎回毎回ちょっと大雨が降るとこの実松川というのはすぐ増水をしまして、あと数センチというところまで川が増水するわけですが、3区の方もなかなかそういう答弁で、今、課長がおっしゃったように、また1回目の答弁で町長がおっしゃったように、土木事務所にしゅんせつと河川の整備を要望していますということを説明されて、はい、そうですかということはなかなかおっしゃらないと思うんですよね。まして同僚議員から聞くところによる9区の運営委員会でも川端地区ですか、あの辺のところは今回大きくまた不安を持たれたと住民の方が申されておまして、運営委員会の中でも大きな問題として提起をされたという

ことでありますので、要望していますということでもいいのかどうか、その辺のところを何とか、要望するしかないんでしょうけれども、それ以外の方法というのはないんですか。町が単独でやってしまうと、住吉地区で少し河川に土手の上にブロックで二、三メートル補強ですね、高くされておりますけれども、今回はそのこのところの前から少し北側のほうから増水、浸水をしているそうですけれども、ああいった形で町単独でとりあえず実松川でも4カ所か5カ所浸水をしていまして、その箇所だけでも町単独ですということはできないのかどうかですね。やるのかやらないのかじゃなくて、できるのかできないのか、お尋ねします。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

先ほども申しましたように、河川については県の管理ですから、なかなか町ですというのは難しいんじゃないかと思うんです。それともう一つ、最近特にそういう浸水が起こるといのは、議員もよくおわかりだと思いますけど、やっぱりゲリラ豪雨というのがあって思うんですよね。一時的に大量の雨が降ると。それともう一つは、河川の改修が済んでいないところはまだ固定井堰があるんですね。だから、この固定井堰が、昔は農業の水利関係者の方は大雨が降りそうだというときはこの堰を落としたりされていたんですけど、最近は全然そういうことがないというのがあります。それで、転倒堰にしましても、どうかすると倒れないと。だから、逆に水が上に上がって行って浸水が起こっているという状況がありますので、やっぱり町としてできるのは井堰の管理をまずきちんとしてくださいと。そうすることでかなり浸水が防げるということをお願いをしております。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

先日、区の河川清掃がありまして、私も参加いたしまして、なかなか川の中まで入る機会がないので、いいチャンスなので上から下まで下ってみました。すると、深いところで2メートル超える、私の頭の上、2メートル超える深さまであるんですけども、先ほど課長が言われました固定式の井堰のところへ行きますと、もう高いところでも1メートル、低いところで50センチもないというところがございます。答弁にありますように、川の管理は土木事務所だから我々では言われますけれども、その辺のところを河川改修もあるでしょうし、

また費用的に聞いてみると、大きなもので秋光川にあります今言われた背面押し上げ式ですが、油圧シリンダーによって可動するもの、それから新しく今回の秋光川の河川改修でありましたゴムのラバーダム、こういったものも費用ですと10,000千円ぐらいかかるんじゃないかという話でございますけれども、実松川の川幅ですとそれほどの費用もかからないでしょうし、何とかこの固定井堰をのけていただいて別の形で農業用水の取水をできるような方法もあわせて鳥栖の土木事務所へ要望という形で、もう少し強い形でお願いできませんでしょうか。

それから、水のとめ板の件ですけれども、これは農業委員会なり農業関係の方のもう少し認識を持っていただいて、実際7月26日の役場の庁舎に私も大雨が降ったときに来ましたが、亀の甲のため池、あそこでも少し水がたまって栓を抜かなきゃいけないけれどもということで相談が役場のほうにあっておりますけれども、ああいうのも昔はやはり農業関係者、また水利権を持っていらっしゃる方が独自に判断をされていると思うんですけれども、そういうふうになんでもかんでも役場に聞かなきゃわからないとか、役場の指示待ちとかいうことではなく、やはり自分の農地を守る、また水利を守るものですから、農林環境課長のほうから農業委員会なり、また、そういう関係者の方へ強く指導をしていただくようお願いはできませんでしょうか。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

ただいまの水利関係者に対する周知ですけれども、これにつきましては5月の初めに生産組合長の全体会、それから毎月、生産組合長の代表者会というのがあります。その中で雨季前には私のほうからお願いをしております。ただ、なかなか徹底してないというのがありますので、再度この点については、確かに先ほどから出ていますようにゲリラ豪雨というか、最近の雨の降り方が異常でございますので、そこらあたりを強く指導してまいりたいと思います。

以上です。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

よろしく願いをいたします。

ちょっと戻りますけれども、井堰のところに山砂がいっぱい堆積しているんですけども、あれを取るの土木事務所から契約してその業者しかできないんですか。それとも、それでは町が予算を組んで町民の方と協働で、ボランティアで自分たちでやっていくということではできるのかですね。あの泥はさわっちゃだめなんだよということなのか。町民がボランティアで自主的にのけていいのかですね。のけていいなら、その方法も先に考えられたらいいかでしょうか。とりあえずあの砂があるから川底が浅くなって浸水している大きな原因にもなっていると思うんですね。ですから、今回、向平原ですけど、あのあたり泥を取っていただきましたので、今回あの辺では大雨のときにも結構余裕があったんですね。ただ、その先のカーブのところで山砂があるからオーバーフローしているんですね。であれば、あそこのところの砂を取ることは勝手にやっていいんですか。いけないんでしょうか。

議長（酒井恵明君）

品川議員、井堰のところのごみも町単独でできないかと。ごみもしゅんせつも2つですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

はい、わかりました。

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

本来、河川もそれぞれ堰がある場合はその堰のところの水利権があるわけですね。だから、水利権をお持ちの方は当然そういう管理もしなければならぬということがあると思うんですよ。だから、自分のところの堰がいっぱい堆積しているというときはやっぱり水利権者はのけていいんじゃないかと思うんですよ。

土木事務所は、やっぱり河川全体を見てかなり土砂が堆積しているところは、それは井堰とか関係なくしゅんせつしなければ、河川がじゃなくて、周囲に水が上がったりして迷惑をかけるということではしていると思うんですよ。だから、これは土木事務所も河川の管理については区域を決めて業者等に委託をしているそうです。だから、ここはしゅんせつをしなければならぬ状態のときはその都度やっているというふうに聞いております。（発言する者あり）

それで、それを町がするということができないことはないと思いますけれども、まず河川の管理者であります県の土木事務所のほうをお願いをしていくのがまず順序だろうと思って

います。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

私の言うことは今、後ろのほうから言われておりますので、要望をされていますので、強く要望されて、早急に近隣の住民の不安を取り除いていただきますようお願いをしまして、次の項目へ移ります。

旭町の立体交差点ですね。この件でございますが、冠水をしました。これは以前にも何年か前にも冠水をして、そのときの後の工事で冠水はもうありませんよということでありましたけれども、今回久々にあったんですけれども、今回の冠水の原因は何でしょうか。聞くところによると停電によるポンプが動かなかったということでもありますけれども、その辺の確認が1点。

それから、土木事務所は県道の冠水時にはパトロールをされるということですが、それは24時間されると思うんですね。あそこは1回進入をしてしまうと交差点の真ん中まで行かないと浸水状況はわかりませんけれども、そういった不安があると思うんですが、その辺の進入をしないような何か方策とかというのは、ほかの地域とかそういった関係のところでは冠水があれば土木事務所が通行どめの対応をするということですが、それは24時間対応はできないと思うんですね。車は24時間必ず入ってくる可能性はありますし、真夜中に大雨が降ってだれも気づかないうちにあそこが冠水していたということもあると思うんですね。

これが何年か前、立体交差点のところでは車が沈んで女性が亡くなったという悲惨な事件が起きておりますけれども、そういった可能性もなきにしもあらずで、車だけでも入って動かなくなるということもあると思うんですけれども、できればあそこにカラー舗装なり塗装をして冠水の何センチか、30センチなり、50センチなり、1メートルなり、そういった色分けで進入する以前から認識できるようなそういった方策を、これ県道ですので、また町は単独ではできないと思うんですけれども、そういったことは県に要望はできるのか、そういうことをしていただけないのかですね。

私、以前、車であそこに入ったことがありまして、下りから上りですね、久留米のほうから基山町に入っていったんですけれども、五、六台つながっておりましたので、前が動かな

ければもう行けませんし、後ろがつながってくればまた何も動けなくなるということですので、それ以前にわかるような何かシステムとかそういうものが設置できないのか。

3点ですね。冠水をなぜしたのか、そういった色によって識別できるものはないのか、それと進入する装置とかの設置はできないのだろうか、この3点についてお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

7月24日の旭町立体交差の冠水の原因は停電でございます。24日の夜8時40分に基山町から土木事務所のほうに連絡をしております。そして、土木事務所は9時10分に現地確認したときには冠水はなくなっておりました。私も9時少し前に旭町立体交差が冠水しているという連絡を受けましたので、現地に行きましたときはもう既にそのときは水が引いておりました。だから、ちょうどあのときに雷も鳴っていましたので、停電を一時的にしたんだろうと思います。だから、ポンプが作動しなかったと。その後、復旧してポンプが作動してすぐ水が引いたのではないかというふうに思っています。

それと色につきましても、こういうことも考えられるだろうと思います。土木事務所のほうにこの冠水対策については聞きましたところ、専用のマニュアルというのはないそうです。ただ、土木事務所は、先ほども河川の管理の件でもお答えしましたが、ここの部分は業者に一応状況を見てくださいというお願いをしているそうです。だから、土木事務所もその年間管理業者と協力して、車が通れなくなるようなときには通行どめ等の処置をするというふうなことを言っておりました。それで、これについてはもう少し土木事務所に具体的にどのようなことになっているかは尋ねてみたいと思っています。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

停電による冠水ということであれば、今回は一時的でありますけれども、1時間も2時間も停電の被害が広ければ作動しないということですね。そうすると、冠水が一時的ではなく長期的になってしまう可能性もあると思うんですね。ですから、先ほどお願いをしたんですけれども、要望として、色によって冠水の状況がわかるシステム表示、それからセンサー等によって入り口のところで赤色灯のランプが回転するとか、そういったセンサーを使った装

置とか、そういったものを整備していただいて、冠水によって痛ましい事故が起きないように手だてを要望していただきたいと思います。

次へ移らせていただきます。

玉虫交差点の道路が冠水をいつもしておりますけれども、今年度中に排水路整備を行うということでありまして、もう少し詳しく今度の計画される整備によってどの区域、どの広さまで、前回の雨ですと、玉虫ニュータウンの区内の道路の3本目が4本目まで大通りの辺までが冠水をしている状況でありました。その地域までその雨量まで考えたところの整備をされるのかですね。それから、それは今年度中ということでありまして、いつごろの3月までかかるのか、その辺のところも説明をお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

県道の三差路は、ちょっと大きな雨が降りますと確かに一時的に冠水します。ただ、今の状況を見ていますと歩道までは何とか上がってないということで、民地には水が行ってない状況であります。ただ、あそこを車が通過するときは水がはね上がる状況がありますので、やっぱりこれは何とかしなければならないということで、土木事務所と協議をしまして、一応バイパスをつくらうということになっています。今がちょうど県道の三差路のところに暗渠があるわけですけど、この暗渠管が口径が小さいのだらうと思うんですよ。ただ、これを大きくしますと下が今度は浸水するという状況がありますので、もう1本あの三差路から、場所をいいますと、のきた歯科の南側に町道がございますけど、あそこに排水路をつくって直接高原川に落とそうというふうな計画を今、土木事務所としております。これは今年度施工するというので一応土木事務所は言っていますが、ちょっと今まだ予算措置がされていないということですから、予算措置ができ次第、県と町と共同で排水路整備をするようにしております。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

よろしく願いをいたします。

次へ進みます。森林の保全状況ということで、3月7日に6区管内で林業研究グループと

いうことをつくられたそうですが、これは佐賀県が、竹林が人工林に侵入をしているというものの、県が約200ヘクタールですか、伐採をするという事業が今回新聞報道でありましたけれども、その事業の一環として今回、第6区管内につくられたわけですか。それとも、全く別の事業として行われているわけでしょうか。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

これは森林の整備ということで、佐賀の東部というか、鳥栖の農林事務所管内でこういうふうな研究グループというのができておりませんでしたので、佐賀県の森林整備をやるということで県のほうも予算化をしておりますので、その一環として今回、昨年ぐらいからずっと呼びかけをして協議をしておりました。その中でやっとことしの初めにできておりますので、このグループをできるだけ活用してまいりたいというように考えています。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

県によると調査では、杉などの人工林に隣接する竹林から侵入を県内で200ヘクタール程度と推計をして、その200ヘクタールの竹を伐採するということでもありますけれども、そうしますと、これは県は町内の森林がほぼ全域この事業として入ってくるわけでしょうか。それとも、これは城戸だけなのか、宮浦だけなのか、それとも、そのほかの地区も含むのか、どの地域のことをこの活動グループで行っていこうと思われるわけでしょうか。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

まず、対象というのは基山町内を考えていますが、まず当初3年間につきましては自分たちの管内というか、6区管内をまず取り組んでいこうということで今、事業計画はされております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

この森林の保全というのは、やはり山のふもとにあります我々の住宅地というのが非常に大きな影響を及ぼすものだと思っておりますので、より早急な対応と、より大きな処置ができますようによろしく今後もお願いしたいと思っております。

次に移らせていただきます。防災体制についてでございます。

防災情報を住民にどう伝えたのかということで、災害の発生のおそれのある世帯には直接電話をかけましたということですが、この電話をかけられた地域と、それから件数は何件ほどかけられたんでしょうか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

電話をした地域は、主なものは古屋敷地域でございます。そこに電話連絡をしております。それとあと2軒ぐらい、河川沿いの危ないだろうと想像されるところに2軒、全部で5軒の電話をしております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

そうすると今回は、要援護支援計画がありますけれども、それには全くのつとらずに災害が起きそうな箇所ですね。古屋敷は最後起きているんですけれども、そことあと2軒だけということでもありますけれども、とするならば、避難の援護が要る方の支援計画はこの前できていたと思うんですけれども、そういった方にお知らせを電話連絡するとか、情報を伝える判断基準はどの辺のところを持っていらっしゃるのかですね。それと、民生委員さんに避難をしていただくための連絡をされると思うんですけれども、それは災害とか大雨の状況のどの程度の大雨がこれだけ降ったらそういった方へ連絡をして避難をしてもらうとか、避難のマニュアルというものはあるんでしょうか。マニュアルをつくられていると思うんですけれども、基準ですね。どのレベルだったら行くと。

1時間の雨量が、国土交通省ですかね、ホームページをインターネットで見たら、大雨警報というのは平たん地で1時間に60ミリ、平たん地以外で1時間に80ミリと、土壌雨量

指数基準、これは土砂崩れが起きそうな基準というのが累計で141ミリというものを基準にしてこれされているわけですね。そうすると、この基準によって避難勧告、今回は何ですか、避難注意ですか、されたと思うんですけども、その基準と、それから民生委員に避難の連絡とか、そういった避難活動をしてくださいというもの、それから役場の方たちが避難するときに要援護を申し入れされていると思うんですけども、そういった方々等の判断基準、その辺のところはどの辺でされているのかですね。今回の大雨にはその基準にはまらなかったのかどうかです。わかりますか。

議長（酒井恵明君）

品川議員、今後のマニュアルじゃなくて（「今です」と呼ぶ者あり）せんだってのゲリラ豪雨に対しての対応はどの時点でどういうふうにしたかということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

今の御質問でございますけれども、要援護者の方に関しましては、先ほど鳥飼議員の質問で吉浦課長のほうが御答弁しましたように、今現在、民生児童委員さんのほうから各そういった方に要望等をとっているところでございます。それで、今回の災害に関しましては、ひとり暮らしとかそういった方からのもし連絡、役場等に避難をしたいということがあれば、前回のときもそうでしたけれども、そういった場合は職員で対応をしております。ただ、一般的にはなるだけならば自主避難をお願いしますということでお願いをしておりますけれども、先ほども言いましたように、そういった要請があれば職員で対応をしていくということでございます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

防災無線へ行かせていただきます。防災無線の効力はどうでしたかということですが、この防災無線のほうが使われて何回かされておりますけれども、その効力、今回の大雨で大きな音が家じゅうしていると思うんですけども、そういった中で、どれほどの方に今回の防災無線の音声で伝えられたことが伝わったのかというような検証はされたのでしょうか

か。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

その件につきましてはちょっとまだ検証はしておりません。今後、ここに書いてあるように大方は伝わっているんじゃないかという判断をしておりますけれども、やはりここに書いてありますように風が吹いたり雨がひどいときは、町長が答弁しましたように、やはり聞こえづらいと思っております。だから、その辺の放送する時間帯といいますか、そういったものの、例えば、雨が余りひどく降らないときに、今後降るおそれがあることを想定してなるべく早くこういった放送の時間を、実際現実に大雨のときじゃなくてその前に放送できればと考えております。ただ、その辺の時期的な問題、そういったものは今後研究をしていかなくてはいけないと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

防災無線の件ですが、人の声というのはなかなか声質にもよりましようし、その速さ、音量によって聞きづらい部分があると思うんですけれども、これができる前のサイレンもありましたけれども、サイレンですと火災のときにもその種類がありましたですね。それから、水害のときもまたこれ別の種類がありましたですね。サイレンですと、より聞こえやすいんじゃない、また聞いたほうも判断をしやすいんじゃないかと思うんですけれども、その辺の昔に戻るじゃないけれども、サイレンのほうがより確実にこういった緊急時、重要性が高いときとか、また音が聞こえづらいときには使われることも必要かと思うんですけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

早急に避難等をしなければならないというときは当然サイレン等でお知らせをしなくてはいけないと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

ぜひそういった重要なことが、緊急性があることは即効伝わるように、また受けるほうも間違いなく対応ができるようなそういった措置をお願いしたいと思っております。といいますのも、答弁にありますように、聞こえづらいと感じた方もいらっしゃるかと思いますということも十分認識されているわけですね。聞こえづらかった場合は役場へ確認していただければと。これ無理ですね、どう考えたって。聞こえないんですから。また、家の中にいて、またこれが夜半であれば状況というのは全く把握できないわけですね。そういった中で、確認していただければと考えていらっしゃるこの答弁が来るということも、どうも私はおかしいと思うんですね。一番最初にこれを聞きたいぐらいの変な感じがしたんですけれども、やっぱり同じですか。聞こえづらかったら役場に確認してくださいという対応でいいんでしょうか。私は、この点は改めるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

その辺は議員おっしゃるとおりだと思います。やはり確認しづらいということがあれば何らかのまた別の方法を考えなくてはいけないと思っております。今後そういったところも研究をしていきたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

後ろのほうからありますけれども、やっぱりこれもインターネットのホームページを十分活用すべきではないかと思っています。今回の緊急情報を流されたときの状況をお聞かせいただきたいんですけれども、答弁では、緊急情報で随時お知らせを行っておりますとありますけれども、今回の26日、どういった内容でホームページ上で出されたのか、お願いいたします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

まず、大雨洪水警報が発せられれば、鳥飼議員のときも言いましたけれども、災害対策連絡室を立ち上げます。そして、そのときに鳥栖地区に大雨洪水警報が発令されていますというのをまずホームページに掲載するようにしております。その後、随時状況が変わればそういった情報を流すようにしておりますけれども、今回、対策本部を設置したときに、対策本部を設置しましたというのを大体流すべきでございましたけれども、それはまことに申しわけなかったんですけど、ばたばたしていたといいますか、その辺についてはちょっと漏らしております。ただ、その後、大雨の状況なり通行どめ、そういったものは緊急情報で流しているところでございます。ただ、品川議員おっしゃるように今後はその内容についても十分充実するように、それも反省点の一つでございました。今後充実させてホームページ等でも緊急に流せるように体制をとっていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

ホームページは本当に今から一番重要になってくる情報伝達方式じゃないかと思っております。前々から思っていたんですけども、基山町のホームページ本当に狭いんですね。オープニングが、一番最初はですね。これはどこを探せばいいのか非常に見づらいところもありますので、とりあえず鳥栖市とか、みやき町とか、同じような最初のオープニングの容量をそこだけでも広げてあげていただければと思います。そして、ホームページのオープニングを開けばすべての情報が検索できやすいようなもっとわかりやすいものにしていただきたいと思っているんですが、このホームページの書きかえについて質問をさせていただきますけれども、これは庁舎内で変わったことをすぐ庁舎の中でできるのか、それとも、ほかの方をお願いをしなければ変えることができないのか。時間ですね、変更があった場合の変更するための時間はどれくらい必要なわけですか。瞬時にできるのか、それとも少し時間がかかるのかをお願いします。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

ホームページのトップページ等のリニューアルについては前回1回やったんですけど、これは外部への委託を行っております。そういう関係と、あと費用面のほうも発生してくると思っております。その辺は他市町のホームページ等も見ながら研究は行っていきたいと思えます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

すぐに書きかえることはできないんですか。トピックスとか緊急情報の部分ですね。ここはすぐにできるんですか。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

済みません、私のほうから答弁したのは、リニューアルということでトップページの全般的な変えるということで答弁させていただきましたけれども、トピックスとかそういう部分については、うちの企画のほうのところで書きかえ、その担当部署でも書きかえることができます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

ぜひ早急にこういった緊急情報は、いつあるかわからないのが緊急情報だと思いますし、多くの町民が求めている情報だと思っております。ぜひ早急に対応をお願いしたいと思えます。

次に、防災マニュアルということでありますけれども、これはまだできてないということでもよろしいんですね。これからいろんな反省点を踏まえてマニュアルをつくれるということですので、十分先ほどのホームページの前をお願いをしましたように、受ける側に立ってもっとわかりやすいのをもう少し、受け手の側に立ったマニュアルをつくっていただきますように、聞いてくれ、来てくれではなかなかですね。ですから、今回の大雨のときの対応というのは、来てください、聞いてくださいばかりだったと思うんですね。逆にこちらの

ほうから何か情報はないですかとか、大丈夫ですかとか、出かけていくようなこちら側が積極的にそういった対応をとれるようなマニュアルをぜひつくっていただきたいと思っております。

次の項目へ移ります。新型インフルエンザですが、これは6月にもお聞きしましたが、まだ庁内で協議中ということではありますが、なぜそんなにゆっくりされているのか。もう早いところでは対応を早くされているところもあるんですよね。江北町とかはそういったマニュアルが多分できていると思うんですよね。ですから、町の祭りとか運動会とか、そういうものを中止されております。そういうことを検討されていることは、こういうマニュアルがあると思うんですよね。基山も町民体育大会が予定をされておりますが、その決めるのもマニュアルがなければどうやって決めていかれるのか、もう準備は入っておりますし、うちのほうへも参加要望が何か依頼書とか案内とか来ております。敬老会も同じような案内をされておりますけれども、これも密室といえば密室、多くの方が参加されます。しかも、これは高齢者が多く集まってお見えになります。

先日は、中学校と小学校の運動会がございました。県内でも運動会をどうしようかと検討されたところもあります。大町町でも同じような祭りとか運動会をどうしようかと今検討中ということではありますが、まだマニュアルができてないということであれば、そういう検討も、判断基準がないわけですから、できないと思うんですけれども、ピークが9月の下旬から11月であるという認識をほかの県内の町では持っていらっしゃると思うんですよ。基山町でも持っていらっしゃると思うんですけれども、なぜ9月の下旬にしかできないのか。マニュアルができて庁舎内、また町民にお知らせをすとなると10月いっぱいぐらいまでで認識はなかなか伝わらないと思うんですけれども、そんなにゆっくりされていていいのかですね。なぜそんなにゆっくりされているのかお尋ねをします。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

9月末というのが非常に遅いということでございます。確かに今の季節性インフルエンザにつきましては9月下旬、それから10月がピークだというふうな情報等なされておりますが、これにもお断りいたしておりますが、強毒性に関するマニュアル行動計画ということでございますので、今、原案をつくりまして細部につきまして協議をして差しかえをしたりとかし

ておりますが、通常の新規インフルエンザにつきましては、一応基本的な学校等、それから備蓄等、そういう簡単なマニュアルについてはつくっております、それに基づいて対応させていただきたいと思っておりますし、この行動マニュアルができましたも強毒性の部分についてでございますので、今のインフルエンザにつきましては準用をさせていただきたいと思っております。

それと、行事関係で今回20日ですかね、敬老会を予定いたしておりますが、これにつきましても協議はしております。現在のところ、消毒液等を当然置きまして保健師を配置しながら今のところでは開催をしたいと思っておりますが、今後、集団感染の状況が広まれば、その段階で協議をいたして、必要によっては中止をしたいというふうに考えておるところでございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

敬老会ではそういう対応をされたということでございますが、先ほど言いましたピークが11月上旬まで考えられているということですが、町民体育大会についてはどういう検討をされたのかお尋ねをいたします。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（毛利俊治君）（登壇）

町民体育大会につきましても、今現在のところ、小・中学校においてもインフルエンザの感染者というのは先週の金曜日現在で中学生が1名だけございましたので、流行しているということは学校内では言えておりませんので、町民体育大会についても先ほど健康福祉課長が答えましたとおり、流行の状況等を見ながら、今後また区長会、体育部長会のほうには諮りながら最終的な結論を出していきたいと思っております。ただ、現在の状況であれば町民体育大会は開催する方向であります。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

ぜひ開催をしていただきたいと思いますけれども、開催をする判断基準、その辺をどの辺のところを持っていらっしゃるのかですね。感染者数なのか、それとも学校の感染で休校が出てくるとか、入院患者数が出てくるとか、どの辺のところ町民体育大会なり敬老会を中止するという判断基準はどこに置いていらっしゃるのかお尋ねをします。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

特段に何人何人ということでは考えておりませんが、状況に応じまして集団発生という状況になればその時点で考えたいと思いますし、保健福祉事務所等の協議も重ねながら対応していきたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

今回のインフルエンザに対しては感染した場合、高リスク者ですね、糖尿病とか妊婦の方というのは非常に重症化する危険性が高いと言われておりますので、また敬老会というのは高齢者の方が多いでしょうし、そういった持病をお持ちの方もいらっしゃると思います。町民体育大会というのも妊婦の方もいらっしゃるでしょうし、小さなお子様もお見えになると思いますので、ぜひその辺の判断を厳しくされて感染が広まらないような対応をとっていただきますように要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（酒井恵明君）

以上で品川義則議員の一般質問を終わります。

ここで14時20分まで休憩いたします。

～午後2時9分 休憩～

～午後2時20分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開いたします。

これより林博文議員の一般質問を行います。林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

皆さんこんにちは。午後の時間帯で大変お疲れさまでございます。8番議員の林博文でござ

ざいます。

それでは、早速通告をいたしておりました質問事項の農業行政について。また、質問要旨4項目について質問をさせていただきます。御答弁のほう、よろしくお願いいたします。

(1)の農地法の改正についてであります。今年7月17日に改正農地法が成立をいたしました。今回の改正の最大のポイントは、従来の農地法の根幹となっていた自作農主義をやめまして、耕作者の所有よりも農地の効率的な利用を促進するということを重視する姿勢が明確にされたこと。もう1点は、農地の転用規制を強化し、農地の減少に歯どめをかけたことなどが改正の主な点じゃないかと思えます。特に、農地の貸借規制が大幅に緩和されたということが今回の一番の改正点ではないかというふうに思っております。

そこで、質問に入りますが、アの法改正の主な内容はどのようなものですかということで、項目を挙げて説明をお願いしたいと思います。

イの改正により農地利用の新規参入ですが、これはたくさん優良農地、平地など今後、広範囲について企業が借りられるようになったと思えますが、進めるために農地の権利取得のための一定要件が示されていると思えます。その条件は、またそれに対していろいろなメリットなりデメリットがあるんじゃないかと思えますが、どのようなものがありますか。

議長（酒井恵明君）

林議員、ちょっと待って。農地法の改正を「7月17日」とおっしゃったけど、これ質問要旨には「6月17日」と書いてありますよ。（「済みません、7月17日が本当です。済みませんでした」と呼ぶ者あり）現本もそんなで、それじゃ、訂正しますね。（「よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり）

8番（林 博文君）続

次のウの広範囲にこれは平たんの優良農地のことですが、広範囲に企業が農地を貸借し、二、三年耕作し、採算がとれないから放棄したり、また違反転用したり、また倒産した場合などの貸し手、もう高齢者で大分貸し手のほうは今さらまたつくるといようなことも大変じゃないかと思えますが、貸し手農家への救済対応はどのようにされるのですかということでの質問です。

エの農地貸借料の金額等はだれが設定し、農地の利用権などの契約仲介はどこが対応されるのですか。また、当町で定めてある標準小作料との関連はどのようになさるおつもりかということですが。

次のオについては、今回の改正で農地貸借の規制緩和に伴う許可後の適正利用の事後監視はどのようにされるつもりなのか。また、これらの体制整備や経費の予算的な面はどうされるつもりかということです。

括弧の中にも書いておりますように、農業委員会的大幅な仕事量がふえ、役割責任、また町にもこれは責任が課せられると思いますが、新たに加えられると思います。特に、農業委員会の事務局を担当される職員についても、いろんな面でこの契約なり違反なりいろんな面がふえてくるんじゃないかと思います。

次の(2)の町の農業委員会の農政活動についてであります。大変日ごろから農業委員さんについては御尽力をいただいております。基山町の限られた農地をいかに有効に貸付体制を維持していくか、また農地の違反転用を未然に防ぐための審査を農業委員会のほうでしていただいておりますが、このような活用も大変な作業じゃないかと思っております。

今回の質問は、今年7月1日号の「広報きやま」で掲載されておりました平成21年度の目標及び、その達成に向けた活動計画の案が策定されておりました。これに対し御意見や御要望の募集がなされておりましたが、6項目についての事業目標であります。農業委員さんのその活動内容について、次の項目について質問をさせていただきます。

アのこの活動計画の目的はということです。

それから、イの7月31日までの募集期間でどのような内容の意見なり御要望が出ましたか。これは募集をかけておりましたので、お聞きしたいと思います。また、何通の提出があったのか。

次のウの本町の3つの集落営農組織の法人化を図っていくには、今後、園部、基山、長野、3共乾あるわけですが、現在、集落営農組織の体制ができておりますが、これを法人化することによって農業委員会が今度指導していくというようなことも書かれておったようですが、どのような手続が必要なのか。また、この集落営農を法人化した場合、どのようなメリットがあるのかということです。

エの認定農業者の育成を進める上で、認定されるにはどのような要件が必要ですか。また、認定農業者になれば、どのような特典がありますかということです。

それから(オ)の、これはどこの市町村も耕作放棄地についてはふえる一方ですが、基山町でも農地の耕作放棄地についても大変心配されるところであります。そういうことから、

要活用農地、すぐにでも農地にちょっと手を加えればされる農地と非農地、もう既に山間部のほうでは植林などが、地目は農地であって植林をされた面積等もあろうかと思えます。現状はどのようになっていますか。

(ア)の農地パトロールを毎年8月に農業委員会が町内の巡回をしていただいておりますが、その状況と調査結果はどのような結果が出ておるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

次に、(3)の中山間地域直接支払制度の質問でございますが、この制度は平成12年から始まって、平成17年度より第2次の交付事業が実施されております。今年度で10年間の最終年度となっておりますが、当町での各集落での取り組み事業の成果、また問題点はこの10年間でなかったのか。特に、これは会計検査の対象にもなっておりますので、その問題点などがあれば答弁のほうをよろしくお聞きしたいと思います。

イの中山間地域の農業生産の維持、多面的機能の発揮のために制度の継続実現に向けて、国、県へ継続要望は提出されたのでしょうかということで、私は4年前にこれは意見書を出させてもらったことがあります。本当に耕作放棄地なり、また中山間地域の大変な資金に役立たされている中山間地域直接支払制度、これがあと5年間延ぶといいなというふうに思っておるところでございます。

次の(4)についてのイノシシ対策についてであります。今年はおかげさまで九州のほうは台風も来なくて稲も順調に育っておるようです。もう9月20日以降は稲刈りも始められようとしておりますが、農産物については秋の収穫を前に農家の方も一生懸命農作業に励んでおられるところ。しかし、あした刈り取り時期だなというときに往々にしてイノシシが入っているような被害があつておるようですが、大変農家の方も困っておられます。

そこで質問ですが、アの当町のイノシシによる農産物の被害はということで、作物ごとにカキなり稲なりいろいろ基山町はあるかと思えます。ミカンなりがあるかと思えますが、被害及び被害額は過去3年間の調査があれば答弁のほうよろしくお聞きいたします。

また、イについての捕獲頭数も同じ3年間の統計です。

ウの県、町でのイノシシ対策として、特に古川知事が基山町の町民会館でも説明がありましたように、今、県のほうではイノシシの一斉捕獲というような形で、特に4月、5月の春から初期にかけての繁殖期をねらった捕獲事業が40,000千円も計上されて2年間を限定に取り組んでおられますが、一斉捕獲の実績なり、また実施はどのようにされたのかお聞きをいたしたいと思います。

工の対策のための補助金の内容、また捕獲報償金などの支払い、補助金の増額は検討されたのか。

オの農業者で新たな捕獲用箱わなの免許取得をされた人は、ここ3年間に何人ほどふえましたかということ、これは三、四年前から農業者が自分の田んぼのイノシシの被害を防ぐために免許取得の講習会等がっておりますので、その辺についての人数なり、また今後の箱わなの貸付なり、そういうのをお聞きしたいと思いますので、御答弁のほうよろしく願いしたいと思います。

以上、1回目の質問にかえさせていただきます。よろしく御答弁のほうお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

それでは、林博文議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1としまして農業行政について。

(1)農地法の改正について。ア、法改正の主な内容はどのようなものですか、項目を挙げて説明をということでございます。

新たな農地制度は、これまでの制度体系を維持しつつ、我が国の農地が抱えている課題を解決するために、1、これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保。2、農地を貸しやすく借りやすくし、地域と調整の上、最大限に利用し、我が国における耕作者の地位の安定と食料の安定供給を図るためのものがございます。

イの改正により農地利用の新規参入企業等を進めるため、一定条件が示されておることですが、その条件は、そしてそれに対してのメリット、デメリットはどのようなものかということです。

農地の貸借について、農地を適切に利用していない場合に貸借を解除できる旨の条件が付された契約で、地域の他の農業者と適切な役割分担のもとに農業を継続的、安定的に行われることが要件となっております。

また、メリットではありますが、担い手減少等に遊休農地の増加化を防ぐとともに、働く場の確保につながることも考えられます。次に、デメリットではありますが、企業が経営不振となり倒産した場合等、農地の利用をやめた場合の処理と、次の借受人に渡すまで農地をどのように管理していくかが大きな問題点になるかと思われれます。

ウの耕作して採算がとれないから放棄したり、違反転用したり、また倒産した場合等の貸し手農家への救済対策はどうかということですが、現時点でわかっている内容は、農業委員会等は第3条第3項の許可、賃貸借権の設定の許可をしようとする場合は、市町村長にその旨を通知し、市町村は、市町村が定める農業振興地域整備計画や農業経営基盤強化促進法の基本構想との整合性を確保する必要がある場合は意見を述べるができるとなっています。また、指導ガイドライン等は示されておりませんので、どこまで賃貸契約が指導できるかは不明な点があり、懸念されるところでございます。

エの農地賃貸料の金額等はだれが設定し、農地の利用権等の契約仲介はどこが対応するか。また、当町で定めてある標準小作料との関連はどうするのかということですが、

農地賃貸料については、標準小作料の制度の廃止となっており、その代替制度として農業委員会が地域における賃貸等の動向の収集提供を行うことになっておりますが、詳細については指導ガイドラインが出ておらず確かではありません。現在までの標準小作料を算定して示す方法から一定の地域ごとに賃借の状況を示す方法に変わるようです。

オの許可後の適正利用の事後監視はどうするか。また、これらの体制整備や経費の予算的な面はどうするのかということですが、農地法が改正され、農業委員会の監視業務等は多岐にわたり農業委員への負担も増大し、その処理を行う事務局の負担も増大するものと考えますが、国から負担の増額等の説明がない状況であります。今後、国からの指導等状況を見きわめ対応する必要があると考えております。

(2)の町の農業委員会の活動について。

アの平成21年度目標及びその達成に向けた活動計画への意見、要望について、農業委員会よりその提案が出されたということですが、(ア)この活動計画の目的は何かということですが、

農業委員会活動を広く町民に知っていただき、農業政策の普及や増進に努めるためです。

(イ)の7月31日までの募集期間でどのような内容の意見が出たか、また、何通の提出があったのかということですが、

広報、ホームページで要望、意見を募集しましたが、要望、意見はありませんでした。

(ウ)の集落営農の法人化を図っていくにはどのような手続が必要か。また、法人化した場合、どのようなメリットがあるかということですが、

手続は、法人登記が必要です。また、法人化した場合のメリットであります。まず1、

農地の利用集積が可能となり、人的、機械的な作業効率向上と。2つ目に、経営の一本化で機械施設償却費を大幅削減と。3つ目に、米の戸別仕分けが不要となり、乾燥調整、保管等の作業効率が向上すると。4つ目に、農地の利用計画が柔軟となり、収益性を追及した農地利用が可能になるなどがございます。

次に、(エ)の認定されるにはどのような要件が必要かと。また、どのような特典があるかということですが、本町の区域内において農業経営を営み、または営もうとする者であって、農業経営改善計画を作成し、みずからの創意工夫に基づき農業経営の改善を計画的に進めようとするものでございます。

また、認定農業者に対する特典ですが、1、平成21年度までに借り受けるスーパーL資金、農業近代化資金5,000千円以上借り受ける場合に金利がゼロになります。設備資金等をサポートいたします。2に、農業用機械施設の導入や土地基盤の整備を行う場合に投資費用の一部を助成します。3として、経営の規模拡大を図ることを目的に、新規に6年以上の農地利用設定した場合、一定額の補助金を交付するということです。

(オ)の耕作放棄地の現状は。要活用農地、非農地(植林)の面積等ということですが、耕作放棄地で確認された農地は約10.3ヘクタールあり、そのうちの大半が復元の難しい農地であると考えております。また、要活用農地として、すべて10.3ヘクタールを報告しております。

(カ)の農地パトロールを毎年8月に農業委員が巡回していただいておりますが、その状況と調査経過ということですが、農地パトロールについては8月から9月中旬までお願いをしております。結果は、まだ集計ができてないということです。

(3) 中山間地域等直接支払交付金事業についてでございます。

交付事業が実施され、本年度で10年間の最終年度となっておりますが、当町での各集落の取り組み事業の成果及び問題点はなかったのかということです。

本町におきましては、中山間地域の6集落と協定締結しています。この制度により、各集落において農家、非農家及び集落間の連携の強化に多大な効果がありました。また、農地保全に関し話し合いの場が多く持たれるようになり、農地の管理保全に対する意識の高揚につながっています。また、問題点というか、課題は高齢化による労力不足に対処するための対策を講じなければならないということです。

イの中山間地域の農業生産の維持、多面的機能の発揮のために制度の継続実現に向けて、

国、県への継続要望は提出しているかということです。

今回の3月末に調査がありましたので、基山町としては中山間地域において今後ますます課題が山積していく中で少しでも解消し、農家、非農家の連携の強化を維持していくためにも、ぜひ中山間地域等直接支払交付金事業の継続を強く要望しております。

(4)のイノシシ対策についてでございます。

ア、当町のイノシシによる農産物の被害は。作物ごとの被害及び被害額はということ、3年間ということでございます。

平成18年度は、稲踏み倒し等が7,200キログラム、1,656千円でございます。芋類、食害等ということで5,160キログラム、これは361,200円、カキの折損等ということで、これは460キログラムで46千円、被害額合計2,063,200円となっております。

平成19年度、水稻が5,760キログラム、1,416,960円、それから芋類が2,580キログラム、196,080円、カキが920キログラム、34,960円、被害額の計が1,648千円でございます。

平成20年度、水稻が3,360キログラム、732,480円、芋類が1,290キログラム、99,330円、被害額計が831,810円となっております。

イのイノシシの捕獲頭数でございます。これも3年間、平成18年度が66頭、平成19年度が10頭、平成20年度は12頭となっております。

ウの県、町でのイノシシ対策としての取り組みはということでございますが、県下一斉で取り組むのは平成21年度から2年間ということで、平成21年度の実績は猟友会基山支部に委託し、4月が5頭、5月が4頭の計9頭となっております。なお、猟銃による狩猟はいたしておりません。

エの対策のための補助金の内容及び捕獲報償金等の支払い、補助金の増額は検討されたかということでございますが、鳥栖三養基地域有害鳥獣(猪)広域駆除対策協議会におきまして検討しておりますが、各市町の財政状況により、増額は厳しい状況であります。

オの農業者で新たに捕獲用箱わなの免許取得をされた人は、ここ3年間で何人ほどふえましたかということですが、平成18年度が2人、平成19年度が7人、平成20年度が1人、平成21年度が1人、これは8月末現在でございます、合計の11人となっております。

以上です。

議長(酒井恵明君)

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

それでは、2回目の質問に移らせていただきます。

(1)の農地法の改正については、関連がありますので、アからオまでの一括で質問をさせていただきます。

この農地法の改正については、県内各地区で農水省が農業委員会なり、また町の担当者なり、農業団体などへ農地の制度改革をこの制度の改正ということで、各地で説明会が行われておるところでございます。現在、どこの市町村も耕作放棄地の問題なり、担い手への集積が進んでないわけですが、このようなこと、また、質疑応答の中では借り手が撤退する場合、違約金などが取れるか、また農業委員会が利用権を企業に許可する場合、経営の中身まで十分調査した上で許可するものか、これは最終的に町の契約の段階の責任にもなるかと思いますが、この件についてはいかがですか。基山町でも担い手の集積が多分進んでないと思いますが、この辺もあわせて御答弁をお願いします。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

ただいまの御質問ですけれども、企業等が参入する場合に農業委員会が認可を経営状況まで踏み込んでやるかということですが、まだそこまでの実質検討というか、国のほうのガイドラインというのがまだ具体的に示されておられません。それで、今後どこまでやるかというのは、十分県等の御意見も聞きながら農業委員会等で検討してまいりたいと思っています。

以上です。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

先ほど町長のほうで答弁がありましたように、一定の要件が整えば農地の貸借規制は大幅に緩和されるような制度で、今までは農作業に常時従事する個人とか、あるいは農業生産法人しか農地が借りられなかったわけですが、この改正後は、条件が整えば、個人でも、一般企業でも、NPO法人でも、生協でも農業参入ができるようになるわけでございます。しかし、やっぱり地区の本当に農業者なり地域の人は全然知らない人が農地を使って耕作して大丈夫かという懸念がされるところでございます。

そういうことから、いろんな企業に対してなり、個人に対してなり、法人に対しての条件があるかと思いますが、法人が借りる場合、また一般企業が借りる場合、また個人が農地を借りて農業参入を、農地利用権を取得し耕作する場合、契約がなされる場合の条件はどのような内容になっておりますか、わかれば答弁のほうよろしくお願いします。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

それでは、先ほど話がございましたように、法人でも生協とか農業参入が可能になりましたけれども、法人の場合は、役員1人以上が農業に常時従事することということが条件にあります。つまり、一般企業ならば、役員のうち最低1人が現地で常時農業に従事することがございます。

それから、個人の場合も、例えば、東京にいる方が地元の農家に作業委託をする形で農地の利用権を取得するという事も可能になります。

それから、従来は株式会社とかNPO法人の農地の貸借については一定の市町村の指定区域に限られておりましたけれども、この区域制限が撤廃をされたということでございます。

それと、貸借の期間につきましても最長20年から50年へと大幅に変更されたというようなことでございます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

大変今回の農地法の改正については、大企業が資本を物にして高く賃貸料を払って大きな面積を借りて、大きな佐賀平野とかそういうふうなところを今後進められれば、いろんな面で問題も出てくるんじゃないかと思います。

それにちなんで農地法の改正との関連で、これも農水省が面的集積を進めるための農地集積過疎化事業ということで打ち出しておられます。今度民主党に政権が変わりまして、政権交代でなかなかこれについても相当な予算、1兆3,000億円の農林水産省の予算から、これには3,000億円の予算をつけておる目玉事業として取り組まれるということで、貸し手側に交付金が15千円ぐらいされるような事業もあるということですが、よければこれについての

農地法の関連がありますので、事業について説明がわかれば答弁のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

それでは、ただいまの御質問で面的集積を進めるということで10アール当たり年間15千円を交付するという話でございますが、これにつきましては認定農業者に6年以上の期間で利用権が設定されることなどが条件になっております。それで、9年度から11年度までの3年間に利用権設定をすれば10アール当たり年間15千円を交付するというので、これは全額国費になっております。それで、平成9年度に設定をすれば最長で5年分でございますので、75千円になるわけですが、一括交付も可能ということで現在のところ話があつております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

林議員、他の議員も拝聴してありますので、一問一答で質問してください。漠然としてどこをおっしゃっているのかという、議長もなかなか一生懸命追っていますけど、わかりませんので。とにかく一問一答方式でやってください。よろしゅうございますか。

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

回答が出ておるようですので、私はそう思ひませんが、それでは、ウのここで広範囲に企業がした場合に、広範囲の面積で違反転用した場合、今まではこういうふうなのは、例えば、病院なり学校なり公共施設なりについては農業委員会の許可が要らなかったわけですが、今後このようなことからなると広範囲に企業が借った場合の、違反転用した場合の制度が、あるいはそういうふうな罰金制度とか、そういうのがあるかどうかちょっとお聞かせを願ひたいと思ひます。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

ただいまの違反転用等についての罰金制度等でございますが、これについてはまだ具体的なものが示されておらないので、現時点ではわかりません。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

農家の方が一番心配されるのは、やはり高齢化なり65歳以上がほとんどの方が農業をされておるわけですが、これが平地の場合はこういうような形で大きな面積が借られますが、一番の心配は、中山間地域の山間部で農業認定者なり担い手農家が今まで借ってある標準小作料、大体10アール当たり30キロぐらい、金額にして農業委員会でも出されておりますが、平均大体87千円、そのような形ですが、企業が物を言って高く借った場合、担い手なんかが基山の場合は崩壊すると思われませんが、今後このような形の場合は事務局としてどのような指導をされるつもりでしょうか。標準小作料の関係については撤廃をされるということですが、何か具体策があれば説明のほうよろしくお願ひしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

現時点で具体策というのはございません。これから検討していかなくてはならないというように思っております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

この件については、先ほどから町長の答弁の中にもありましたように、改正法はまだ指導ガイドラインなどが国の方針なり運用面でも不十分な点があるということですが、今の段階ではたくさんの企業なり農地の集積なり、ほかの市町村でも進んでおるようでございますので、早急に農業委員会との調整もお願いしたいと思います。この件についてはまだまだ改正点については問題があるようでございますので、今後十分な注意事項を読みながら進めていただければというふうに思っております。

次の(2)の町の農業委員会の活動についてであります。アとイについてはわかったわけですが、ウの本町の3つの集落営農組織の法人化を図っていくにはどのような手続が必要で

すかということですが、これについては集落営農組織が先ほども言いましたように、園部、基山、長野共乾の集落ですが、営農組織としてこの集落営農にかたっておられない農家の方がおられるんじゃないかと思いますが、その数字がわかれば、法人登記が今後されるに支障を来すかと思いますが、その辺についてわかれば説明をお願いしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

ただいまの御質問の集落営農に加入していただけない方ということですが、ちょっと私を手元にその資料を持ってきておりませんので、申しわけございませんが。

それでは、済みません、私が事務所のほうに問い合わせをすればその数字はわかると思いますので、後ほど回答させていただきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

質問者の林議員、それでいいですね。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

それでは、次に移らせていただきますが、工の認定農業者の育成を進める上で、認定されるにはということですが、確かに基山の認定農業者、限られた人数しかいられないわけですが、今、国とか県が行うこの認定農業者についての資金の補助なり、またサポート、ここで上げておられますスーパーL資金なり農業近代化資金の5,000千円以上借り受ける場合には金利がゼロというようなところもありますが、基山町でこのような資金なりそういうのを借り受けられて認定農業者が農業に前向きに取り組んでおられる方がいらっしゃるかどうか、件数がわかったり、また金額等がわかれば教えていただきたい。また、認定農業者に対する耕作面積等の一定の面積は規制はないのか。年齢とか、そういうのもよかったらお願いしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

ただいま基山町では認定農業者の方が町内に18名いらっしゃいます。この中で、先ほどの資金の融資というのが数名いらっしゃいますけれども、ちょっと正確にここにはちょっと把

握しておりませんが、確かにスーパーL資金とかそういうものを使って農業に従事してあるという方がいらっしゃいます。そういうことで、18名の中には田んぼの耕作、それからあと畜産農家の方、そういう方も含めたところで18名ということでございます。ちょっと詳細は手元に持っておりませんので、どれくらいの資金を借りてあるかとか、そういうふうな件数についてはちょっと把握しておりません。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

認定農業者が確かに農業を前向きに推進していかれるというのは大変いいことですが、これだけ農業が衰退し、やっぱりある程度の面積をつくらないと、近代化資金でコンバインなりトラクターがやっぱり7,000千円も5,000千円もする大型機械を入れてされておるわけですが、返済に私は困られているじゃないかというふうに思います。借るのは借ってもですね。そういうのをやっぱり私は指導をしていただいて、この認定農業者の推進ということでことしも何人かをひとつ認定をしたいというようなことも農業委員会のほうでも上げられておるようですので、その辺についても今後検討していただきたいというふうに思っておるところです。

この件については以上ですが、次のオの耕作放棄地の現状はということで、現在どこの市町村もこの耕作放棄地については頭を痛めておられます。特に、後のイノシシ対策についての草が生えて本当に困っておるところ、高齢化で山間部については耕作放棄地が毎年ふえておるというようなところでありますが、国がこれに対して相当な支援がなされるようになっております。国、県が行う耕作放棄地再生事業、これが補助金が打ち出されておられますが、これについて基山町もこの10.3ヘクタールについても、私は利用価値があればこういうのを利用していただいて耕作放棄地をなくしていただきたい、農業委員会が推進をしていただきたいということですが、この事業についての補助対象等の条件等がわかれば説明をお願いしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

ただいまの耕作放棄地再生事業でございますが、これは今回、国の対策事業に県が上乘せ、

助成をするということで、個人や農業法人などが行う再生費用の9割を補助するという
ことになっております。この補助対象につきましては、再生した放棄地で5年以上の営農を行う
農業者、または農業法人ということになっております。

それで、国の補助につきましては、簡易作業で10アール当たり30千円ないし50千円、重機
を使う作業につきましては、その経費の2分の1を補助するということになっております。
それで、県が独自に事業に対する補助、上乘せでございますけれども、事業費の9割を補助
するというので、国の場合は2013年度までの5カ年計画でございますけれども、県の独自
補助、上乘せでございますけれども、これは9年、10年ということで、2カ年間というこ
とで約20ヘクタールほどの再生をやりたいというように考えております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

大変いい事業で、耕作放棄地に対する再生が、国なり県がこのようにやはり9割も補助を
して事業をしていくというようなことは大変いいことじゃないかと思しますので、ここで回
答の中で上げられておる10.3ヘクタール、そのうちの大半が復元の難しい農地であるとい
うことで、実際、非農地の植林が山間部はされておるところがあるかと思いますが、農地の地
目でもう今現在で植林を植えてあるところの面積等がわかれば、もうそういうのは今からこ
の事業を使っても要活用農地には復元されないと思いますが、そういうふうな農地が基山町
ではどのくらいあると思われませんか。非農地、山間部で地目が農地で植林なんかを植えても
う復元できないと、こういうふうな事業を使ってもですね。わかれば。わかりませんか。わ
からなければ。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

ただいまの御質問について、ちょっとそこまでの集計はできておりません。申しわけござ
いませぬ。

議長（酒井恵明君）

ここで、質問途中でございますが、答弁調整も含めて資料要求をされておりますので、資

料等の準備も含めて15時30分まで休憩いたします。

～ 午後 3 時13分 休憩～

～ 午後 3 時29分 再開～

議長（酒井恵明君）

傍聴者の方には大変申しわけございませんでした。答弁調整で休憩をいたしておりました。早速開会し、引き続き林議員の一般質問を行います。

最初に、積み残しの答弁から入ります。（「こっちから言いましょうか」と呼ぶ者あり）

林議員。

8 番（林 博文君）（登壇）

私の質問で、1 番の農地法の改正についてということで質問させていただきましたが、これは私が間違いで、「7月17日」の改正農地法ということで質問しましたけれども、これは今年「6月17日」が本当でしたので、申しわけございませんでした。おわびして訂正をさせていただきます。

以上です。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

それでは、答弁調整のために時間をとりましてまことに申しわけございません。先ほどの議員御質問の中で集落営農組織に未加入者がどのくらいあるかということでございますが、まず基山地区営農組合で165戸でございます。それから、園部営農組合で14戸、それから長野小倉地区営農組合で51戸、合わせて230戸でございます。これは、農家といっても畑のみとか、それから反別が少ないと、そういうものがございます。

それと、違反転用で私がまだわかりませんというようなことで言って申しわけなかったんですが、違反転用に対する対応ということでかなり厳しくなっています。これにつきましては上限が改正されまして、まず違反転用の場合は法人でございますけれども、3,000千円から1億円に引き上げられています。個人でございますけれども、これは3,000千円ということと一緒にございます。それと、措置命令違反ということでございますが、これにつきましても法人の場合は300千円から1億円に引き上げられたということです。それと、個人の場合は300千円が3,000千円に引き上げられています。

以上でございます。大変申しわけございませんでした。（「耕作放棄地の非農地は」と呼ぶ者あり）

農地転用で植林というのはございませんので、違反で植林をされてあるのはあるかと思いますが、これについては現在、正確な数値はつかんでおりません。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

もう1点は、企画のほうになるかと思いますが、この違反転用した場合、今までは、私が先ほどちょっと質問の中で、病院とか学校とか公共施設等とか建物とかそういうのを、例えば、保育園とか建てた場合、企業が農地を借ってですね、そうした場合は、今までは農業委員会の許可が要らなかったわけですが、これは農地法の改正なり都市計画の改正点で変わった点がありますか。

議長（酒井恵明君）

執行部の方、今の質問の要旨はわかってあるんですか。（「もう1回言いましょうか」と呼ぶ者あり）もう1回言ってください。（「わかっとうろう」と呼ぶ者あり）わかっている。

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

ただいまの御質問ですけれども、都市計画法上のそういう改正があったとは聞いておりません。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

私がここで違反転用というのを打ち出したわけですが、要は、平地の優良農地を企業ががばっと借っておって、悪く言えば悪質な農地の賃貸借というような形で二、三年先に採算がとれなかったり倒産したような形をしたときに、そしたら学校とか、あるいは保育園とか病院とか公共施設関係をつくった場合は、今までは申請すれば農業委員会の許可なんかが要らなかったわけですね。だから、そこを私は心配して、今までもこういうふうな大きな企業が農地を借って、悪く言えばした場合、転用許可が要らないものか、そういうのをちょっと聞

きたかったわけですが。

議長（酒井恵明君）

再度答弁調整のために暫時休憩いたします。

～ 午後 3 時 38 分 休憩 ～

～ 午後 3 時 45 分 再開 ～

議長（酒井恵明君）

再度の答弁調整で休憩いたしておりましたが、会議を再開し、答弁を求めます。農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

済みません。答弁調整のため再度時間をとりまして申しわけございません。

先ほどの開発ですけれども、これは開発行為というのは、開発をする場合は農地転用というのは必ず農業委員会のほうに届け出るということで必要でございます。それで、今回、優良農地を確保するということで今度の農地法の改正がされております。無秩序の開発を避けるということで優良農地を確保するという意味で事前協議が必要ですよ。具体的なものについてはこれから検討を加えていくわけですが、その中で開発行為、都市計画法ですけれども、そちらについてはまだ今の時点では改正とかというのはなされておられません。そういうことで御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8 番（林 博文君）（登壇）

それでは、時間の関係で、次の中山間地域に移らせていただきます。

確かにこれは12年度からことし入れて10年目、次の22年度以降のこの中山間地域についての交付金の状況が現在の時点でわかれば教えていただきたい。政府の考えですね。町も要望とか3月に出していただいておりますということでございますが、よければ続けていただきたいということですが、現状がわかればよろしくをお願いしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

それでは、議員お尋ねの中山間地域等直接支払制度でございますが、今年度で切れるわけですけれども、次の継続をされるかということでございますが、まだ正確な情報というのは先週末にも県のほうにも確認をとっておりますが、県にも正式なそういう情報というは入っておりません。ただ、JA中央会を通じた話では、農水省としては継続をやりたいというような話をしているようです。ただ、政権も変わっておりますので、まだ正式なものが示されてないというのが現状でございます。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

確かにこの中山間地域は、答弁の中にもありましたように、各集落において農家とか非農家が集落間の連携の強化、多大な効果があったということで報告もなされております。また、農地の保全に関して話し合いの場が多く持たれて、この地域については耕作放棄地が現在のところ起きてないと、そういうふうなものも言えるんじゃないかと思えます。ぜひひとつ22年度以降も6集落基山町ありますが、協定を締結していただいて中山間地域の支払い制度を継続していただきたいというふうに思っております。

次に、イノシシ対策については、大変基山町の場合は3年間の統計を見ますと、答弁がありましたように若干少なくなっております。被害額も、また捕獲頭数もですね。そういうことから見れば、イノシシがよその地域に逃げていっておるのか、えさがたくさんあって里山、下のほうにおりてきていなくて箱わなとかそういうようなのかかかっていないのか、そういうふうなのがうかがえますが、農林環境課長はこの数字についてどのように見てられますか。ここ3年間少なくなったというのは。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

今おっしゃいましたように、捕獲頭数はここ3年間を見る限りでは減ってきております。年度によって若干変動があるかと思いますが、台風その他の被害が山になかった場合は割とイノシシが下のほうにおりてくるというのが少ないような状況でございます。それともう一つは、小さいウリ坊と言いますけれども、このイノシシの子供は入るんですが、大人がなかなかかかしこくなって実質箱わなに入っていないと。現在のところ知恵比べをしているという

ような状況でございます。

以上です。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

このイノシシ対策については、これから秋の収穫期を迎えますカキの特に枝を折ったり、また稲の踏み倒し、年々減ってきておるようで、頭数も減っておるようです。県はことしの緊急対策で4月、5月の繁殖期に特に40,000千円の事業費を組んで4月、5月を一斉捕獲月間というような形でされておるようです。あと農業者で新たに捕獲用箱わなの免許を取られた方も3年間で11名がおられますが、ちょっと一言答弁をお願いしたいと思いますが、この農業者が新たに捕獲用の箱わなの免許を取られた方は、すべてが猟友会に入らなくてはならないものか、箱わなで農業者がとった場合、これもやっぱり1頭当たり5千円ずつ捕獲報償金を差し上げておられるのか、ちょっとこの2点だけよろしくをお願いしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

ただいまの御質問ですけれども、資格というか、免許を取られた場合には基山の猟友会のほうに加入していただくということを条件にしております。

それから、1頭当たり5千円の報償金についてはすべてその対象と、あくまでも加入してある方に対して対象だということでございます。

それと、猟友会に入っていないと、捕獲はしても、後の処分というか、それができないということになっています。

以上です。（「これで終わります」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

以上で林議員の一般質問を終わります。

本日は以上をもちまして延会といたします。

～午後3時53分 延会～